

重点プロジェクト事例(参考資料 2)

(改定版)

2009 年 2 月 17 日
(社)日本経済団体連合会

目 次

1. 産業競争力の強化	3
(1) 技術力の強化	3
1-1. 「ナノエレクトロニクス研究拠点形成プロジェクト」	3
1-2. 「次世代マイクロ電子デバイスの開発・活用」	5
1-3. 「介護・福祉サービスロボットの開発・普及」	6
1-4. 「革新的な再生医療の推進」	7
(2) 人材の育成	8
1-5. 「高度人材の育成・確保」	8
1-6. 「高度ICT人材育成の加速化」	9
(3) インフラの整備	11
1-7. 「わが国港湾のハブ機能の強化」	11
1-8. 「三大都市圏における重要インフラの整備計画の完全実施」	12
2. 国民生活の向上	14
(1) 利便性の向上	14
2-1. 「電子行政推進プロジェクト」	14
2-2. 「準天頂衛星システム計画」	16
2-3. 「低軌道衛星群を用いたリアルタイムな観測情報提供システムの構築」	17
(2) 安心・安全の向上	18
2-4. 「次世代交通システムプロジェクト」	18
2-5. 「ケア人材育成プロジェクト」	19
2-6. 「地域ケア体制整備プロジェクト」	21
3. 地域の活性化	22
3-1. 「耕作放棄地再生・新規就農促進スーパー特区」	22
3-2. 「農商工連携スーパー特区」	23
3-3. 「農産物輸出促進スーパー特区」	24
3-4. 「観光を通じた地域活性化プロジェクト」	25

4. 低炭素・循環型社会の実現	27
(1) エネルギー需要サイドの革新	27
① 省エネ製品の普及	27
4-1.「一定の基準を満たす省エネ・新エネ機器等の家庭部門への普及促進」	27
4-2.「ヒートポンプの大規模普及プロジェクト」	28
4-3.「定置式燃料電池の大規模普及プロジェクト」	30
② 運輸部門のグリーン化	32
4-4.「EV、PHEV普及促進プロジェクト(モデルタウン構想)の積極的な推進」	32
4-5.「燃料電池自動車・水素供給インフラ整備普及プロジェクト」	34
4-6.「新都市交通システムの導入による都市再生プロジェクト」	36
(2) エネルギー供給サイドの革新	38
① 未利用資源等の開発・有効利用	38
4-7.「メタンハイドレート開発プロジェクト」	38
4-8.「食料・飼料と競合しないバイオマス資源の総合利活用」	40
4-9.「低品位炭・バイオマス・廃プラ等の未利用エネルギーの活用技術とCCS技術の確立」	41
4-10.「化石資源の高度・有効活用技術の開発・導入」	42
4-11.「宇宙太陽光発電システム」	43
② 原子力発電の着実な推進	44
4-12.「原子力発電の着実な推進」	44
(3) 循環型社会の形成	46
4-13.「水資源関連プロジェクト」	46
4-14.「高度リサイクル型生産技術基盤プロジェクト」	48
4-15.「PCB廃棄物、とりわけ微量PCB廃棄物の円滑な処理の推進」	50
4-16.「低炭素型都市再生プロジェクト」	52
4-17.「低炭素・循環型モデル都市プロジェクト」	53

プロジェクト選定に際しての基本的な視点としては、(1)わが国の成長力の強化と雇用の創出につながるもの、(2)国民の安心・安全、環境問題等の課題の克服に寄与すべきもの、(3)今後5～10年程度において実現可能性を有するもの、(4)省庁横断かつ官民一体となって推進すべきもの、などが挙げられる。

また、プロジェクトによっては、事業化段階において民間資金の活用を図っていくことも重要である。

1. 産業競争力の強化

(1) 技術力の強化

1-1.「ナノエレクトロニクス研究拠点形成プロジェクト」
【プロジェクトのコンセプト】 わが国が得意とするものづくり技術を結集し、ナノエレクトロニクス分野で世界をリードする研究開発を実施し、安心・安全なユビキタス社会、省エネ社会の実現に資する新しい産業、ビジネスの創出を図る。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 (1) 現在主流のシリコン半導体集積回路技術は、2015 年から 2020 年かけて限界を迎えると予測されており、わが国が強みを持つナノエレクトロニクス技術の重要性が高まっている。 (2) ナノエレクトロニクスは、基盤技術として他産業への波及効果が大きく、多くの企業の産業競争力の源泉となる分野である。また、省エネ効果が大きく、ICT のグリーン化を通じ、地球温暖化防止に貢献する。 (3) 欧米先進国は、産学官による大規模研究拠点を設置し、研究開発を強化しており、わが国の強みを活かし世界をリードすることが競争上不可欠となっている。
【プロジェクトの内容】 (1) ①新材料・新構造による CMOS (※) 半導体の微細化及び付加価値の向上、②CMOS 原理を超えた新たな動作原理に基づく集積回路の研究、③ナノエレクトロニクス研究を支える共通基盤(シミュレーションや評価技術等)、④エマージェンシングアプリ(エネルギー有効利用のためのナノ材料デバイス技術、安心安全を支えるセンサーネットワーク技術等)の研究開発、利用実証等を推進する。 (2) ナノエレクトロニクスに係る国家戦略を構築し、アプリケーションや異分野を含めた垂直連携を図り、研究成果の実証が可能な産官学のネットワークを構築するため、「ナノエレクトロニクス研究拠点」を設置する。 (3)進捗状況・スケジュール ①現在、ナノエレクトロニクス半導体新材料・新構造技術開発プロジェクト(経済産業省)、次世代エレクトロニクスデバイスの創出に資する革新材料・プロセス研究(科学技術振興機構)はじめ関係各省が様々なプロジェクトを展開中。 ②2009 年度以降早期に、CMOS に関する産学官研究プロジェクトを推進してきた産業技術総合研究所等がある「つくば」にナノエレクトロニクス研究拠点を設置。同拠点を中心に、大学、公的研究機関、企業がテーマごとに連携する研究ネットワークを構築する。内外の人材を集めわが国のナノエレクトロニクスの戦略的コア領域(カーボンエレクトロニクス等)の研究を行うとともに、各地で分散して行われている研究成果を実証するための共通の場を設置し、アプリとの連携の機会を設けることで、実用化への道筋

(4) 社会に与える影響

- ※CMOS (complementary metal oxide semiconductor、相補型金属酸化膜半導体) :
半導体の一方式で、金属酸化膜半導体素子を相補形に配置しているもの。消費電力が
少なく、小型化に向いていることから、デジタルカメラや携帯電話のような小型の機
器に用いられている。

- (1) 科学技術基本計画等におけるナノエレクトロニクスの国家基幹技術としての位置付けの明確化
- (2) 産総研を中心とした運営組織(研究組合、NP0 等)の創設、及び関連する研究開発法人、産業界、関係府省等の連携体制の確立
- (3) ナノエレクトロニクス拠点への研究設備寄付に対する税制措置(大学への寄付と同様の扱いに)、海外からの研究者招聘に係る在留期間の延長

[関係省庁]

経済産業省、文部科学省、内閣府等

ナノエレクトロニクスが牽引するアプリケーション

(新産業創出の源泉：ナノエレクトロニクス)

情報システム融合

2050 2030 2010 25兆円? 80兆円? 200兆円?

(国内関連機器市場)

4

1-2.「次世代マイクロ電子デバイスの開発・活用」

【プロジェクトのコンセプト】

MEMS (Micro Electro Mechanical Systems : マイクロ電子機械システム) は「半導体加工技術等の微細加工技術を用いて製作する、電氣的、機械的または光学的な機能を備えた微小構造部品」と定義され、自動車、携帯電話、医療機器など、様々な製品の高付加価値化を支える必要不可欠なデバイスとなっている。これまで「集積化技術」の開発が進捗してきたが、バイオ等の異分野技術の融合（次世代 MEMS）に向けた取り組みが重要になってきている。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

次世代 MEMS は、高集積・複合型でバイオ・ナノ技術との異分野融合型である。欧米では次世代 MEMS の研究開発が加速している。

【プロジェクトの内容】

中長期ロードマップとしては、多様な分野で、安全・安心・省エネを追求するとともに、超小型、高精度で信頼性の高い高機能デバイスの活用を拡大させる。

- (1) 異分野融合型次世代デバイス製造技術開発プロジェクトによるバイオ・ナノ技術との融合技術、大面積・連続製造プロセス技術の確立。

医学部、医療機器メーカーの参加による、医工連携体制の構築。製品化時の薬事審査円滑化・迅速化のための、医療機器開発ガイドラインの策定・活用。(2008～2012 年度)

- (2) 革新的 MEMS の開発試作機能の強化

「fine MEMS プロジェクト」(2006～2008 年度)等の成果に基づく開発。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

MEMS の特性や評価試験法の国際標準化のために、国際標準化機関(IEC)のなかに「MEMS 分野」を立ち上げ、日本が幹事国を務める。

〔関係省庁〕

経済産業省、厚生労働省等

1-3.「介護・福祉サービスロボットの開発・普及」
【プロジェクトのコンセプト】 高齢化社会、若手人材の不足等の社会状況の変化に伴い、ロボットによる補完・支援は非常に重要になっている。とくに、介護・福祉分野での潜在需要は高く、いかにして初期の導入を行うかが重要である。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 生産現場では多くの産業用ロボットが活躍し、日本の製造業の強さの発揮に大いに貢献している。この技術、経験を活かして、介護・福祉等の場面で求められている「サービスロボット」の開発・普及を進めることが重要である。 「サービスロボット」の場合、産業用ロボット以上に幅広い使用状況の中で、臨機応変に判断ができることが求められる。また、高い安全・安心度が求められるほか、さらには感性面でも人に優しい事が非常に重要になる。
【プロジェクトの内容】 (1) 技術開発 ①対人安全技術の研究開発 生活支援ロボット実用化プロジェクトにおいて開発(2009～2013 年度) ②製造コスト削減のための要素技術等のモジュール化(センサー、バッテリー) ③垂直連携した研究開発体制(ユーザー、サービスプロバイダー等) (2) 需要拡大 ①介護・福祉分野等における自立支援制度の活用等 生活支援ロボット実用化プロジェクトで開発したロボット等について厚生労働省と連携 ②実用化課題に対するコンサルティング機能強化(賠償保険等)
【プロジェクト実現に向けた課題(規制、予算、税制など)】 (1) 法整備 規制・運用面の検討(公道を走行する場合の免許制度や道交法での位置付け等) (2) 標準化 ①安全機能の基準明確化 ②安全基準等の国際的な整合性(ISO 等)の確保 安全データーを収集・分析し、安全基準・ルール策定、ISO 化 〔関係省庁〕 経済産業省、厚生労働省、国土交通省、総務省、警察庁等

1-4.「革新的な再生医療の推進」
【プロジェクトのコンセプト】 失われた臓器や皮膚・角膜等の組織を修復・再生する「再生医療」は、これまで治療が困難であった疾病の根治を可能にする。しかし、わが国においては、基礎研究の成果が、医療現場に迅速に繋がっていない。現在までに薬事法上の製造承認に至った例は、自家培養表皮のみである。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 わが国の再生医療は、複数の再生医療ベンチャーが存在するが、諸外国に比べて臨床研究への支援が弱い。また、治験や薬事関連の審査に多くの時間・コストがかかる。 米国などでは、皮膚・骨・軟骨を中心に多くの再生医療製品が、既に実用化されている。2007年の再生医療製品の売上高は15億ドルに上り、処置を受けた患者の総数は120万人に達している。 わが国においても、重症患者を対象とした再生医療が実用化できれば、毎年数万人の患者が救済され、市場規模の拡大が期待できる。
【プロジェクトの内容】 (1) 再生医療評価研究開発(～2009年度) 細胞組織や再生臓器の培養技術の開発と培養プロセスの管理技術の開発。 (2) 幹細胞産業応用促進基盤技術開発(2009～2013年度) 創薬プロセス効率化や再生医療への応用が期待される iPS 細胞(※)等の幹細胞について、産業応用に不可欠な基盤技術の開発や、iPS 細胞に関連した産業応用事例創出の促進。 (3) 細胞・組織を安価かつ安全に培養するシステムの開発(～2009年度) 細胞培養ロボットシステムを利用したシステム開発。 ※iPS細胞(人工多能性幹細胞：induced Pluripotent Stem cell) 様々な細胞への分化が可能な細胞。ヒトの皮膚細胞から作ることが可能。
【プロジェクト実現に向けた課題(規制、予算、税制など)】 (1) 「ヒト幹細胞を用いる臨床研究の指針」の改正 医工連携を促進するため、臨床研究段階では医師の立ち会いがなくても、細胞の培養・加工を可能とする。 (2) 先端医療開発特区(スーパー特区)の推進(2008～2012年度) 研究資金の総合的・効率的な運用や開発段階からの薬事相談等を通じて、最先端再生医療や医薬品・医療機器の開発・実用化を促進。 (3) 基礎研究から臨床への橋渡し研究の予算の増額。 [関係省庁] 厚生労働省、文部科学省、経済産業省等

(2) 人材の育成

1-5.「高度人材の育成・確保」

【プロジェクトのコンセプト】

昨今の経済危機により、製造業を中心として、わが国経済も多大な影響を受けた。このような状況を打破するためにも、イノベーションを核とした一層の国際競争力強化が求められる。イノベーション推進を担う高度人材は、国内での育成に止まらず海外の優秀な人材についても受入・定着化を図る必要がある。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

イノベーションを担える高度人材の確保は、欧米先進国のみならず中国、インド等を巻き込んで熾烈を極めている。わが国では、理科系離れ、大学教育と産業界のミスマッチ、ポスドク問題等が指摘されており産学官での取り組みが必要とされている。

また、わが国の高度外国人就業者数は、OECD 加盟国中最下位レベルにある。諸外国では、多様な能力や思考を持つ優秀な人材を集めるための積極的な施策を行っている。

【プロジェクトの内容】

(1) 国内の高等教育では、産業界の求める人材と高等教育機関との間に生じているミスマッチを解消するため、産業界、国公私大、文科省・経産省が産学人材育成パートナーシップにおいて中間とりまとめを公表した。ここで提起された課題を早期に解決するとともに、博士課程のあり方など検討対象範囲を拡大する。

(2) 高度外国人材については、政府で検討を開始した「高度人材受入推進会議」に産業界の意見を反映させ、具体的施策の実行につなげていく。具体的には、高度技術・技能人材の招致・定着化施策、留学生の質の向上及びその国内就業者数増加施策を推進する。

(3) 進捗状況・スケジュール

産学人材育成パートナーシップについては、2009 年度上期中に報告書を取りまとめて実行に移す。高度人材受入推進会議は、2009 年 6 月にロードマップを策定予定である。

(4) 社会に与える効果

人材は、全産業に共通する最も重要なインフラである。とくに、わが国が目指すべき高付加価値社会実現のため高度人材の育成・確保に取り組むことは、効果がでるまでの時間を考えれば喫緊に取り組むべき課題である。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

(1) 国内人材育成については、カリキュラム作成やモデル校におけるコース設置、日本全体への横展開に必要な予算を確保する。

(2) 高度外国人材については、在留資格、永住資格要件、社会保障制度などの見直しが必要となる。

〔関係省庁〕経済産業省、文部科学省、厚生労働省、法務省、外務省等

1-6.「高度 ICT 人材育成の加速化」
【プロジェクトのコンセプト】 国際競争力のある高度 ICT 人材を育成するため、産業界・教育機関・政府機関の教育リソースを集中投下し、組織横断的に推進するナショナルセンターを設立する。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 近年の急速な技術革新によるハードウェアやネットワークの高性能・低価格化により、ICT の適用領域は社会経済のあらゆる場面へと拡大している。なかでも情報システムは、今や企業活動や国民生活にとって不可欠なインフラとなっており、また、自動車・携帯電話等に搭載される組み込みソフトウェアの優劣が、わが国の強みである製造業の競争力に大きな影響を及ぼしつつある。こうした状況下において、情報技術を活用して新たな付加価値を生み出せる高度 ICT 人材が創出される社会的な仕組みを整備していくことが極めて重要である。
【プロジェクトの内容】 国際競争力のある高度 ICT 人材を育成するため、産業界からの実践的な教員の大学への派遣、実践的な情報通信教育のための教員育成、学生のインターンシップの受入などの産業界とのコーディネーション機能、また、実践的 ICT 教育に関する研究など、産学連携を安定かつ継続的に推進するナショナルセンターを設立する。 (1) 産業界の大学に対する具体的支援 ①文部科学省「先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム」採択支援 ②カリキュラムの共同策定 ③企業のトップ人材を教員として派遣 ④企業奨学金創設 ⑤中長期インターンシップ実施 など (2) 進捗状況・スケジュール ①現在 【拠点数 2、高度 ICT 人材輩出 50 名/年】 特定ボランティア企業による支援活動。 ②2009-2011 年度 【拠点数 4、高度 ICT 人材輩出 100 名/年】 特定非営利活動法人高度情報通信人材育成支援センターを設立し、産業界支援の一本化と継続的な推進組織の確立。 ③2012-2014 年度 【拠点数 10 以上、高度 ICT 人材輩出 500 名以上/年】 高度情報通信人材育成支援センターによる拠点大学支援の拡大と各大学の自律的な教育体制を誘発し、2014 年度までに産・官・学のすべてが集うナショナルセンター設立に繋げていく。 (3) 社会に与える影響 産業界との高度 ICT 人材の需給ギャップ解消(1500 人/年)による産業界全体の国際競争力の向上

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

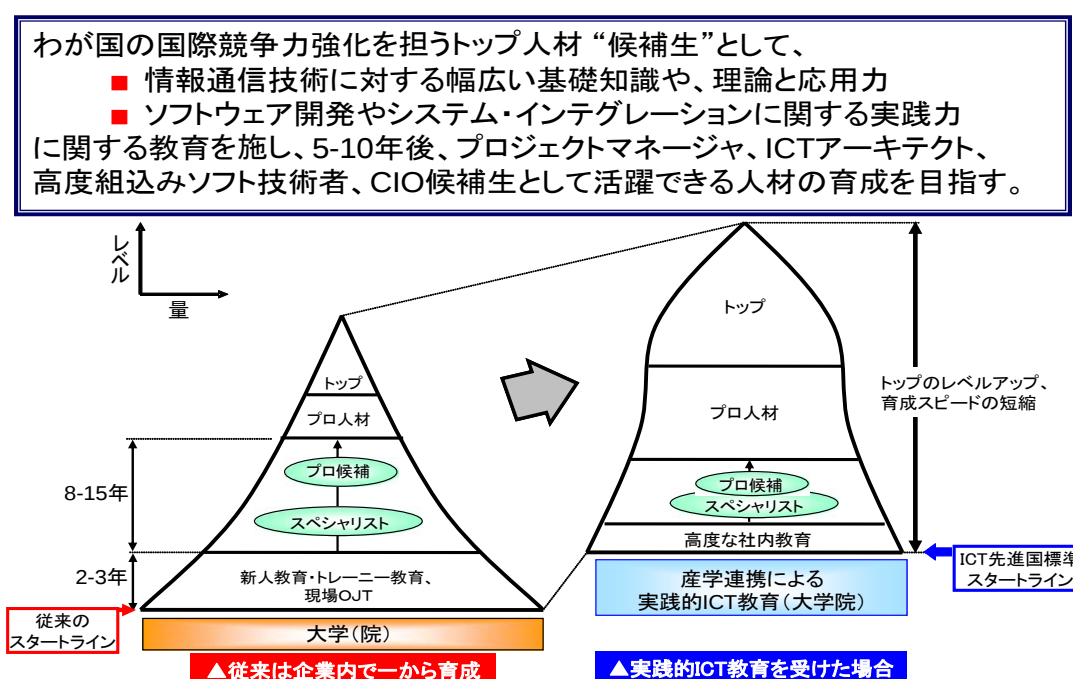
- (1) ナショナルセンター設立を含む高度 ICT 人材育成に係る予算の確保(30 億円/年)
- (2) 産学連携のための大学側での新たな専攻の設置、産業界の教授ポストの割当、予算など新設枠の確保

〔関係省庁〕

内閣官房情報通信技術(IT)担当室、総務省、文部科学省、経済産業省

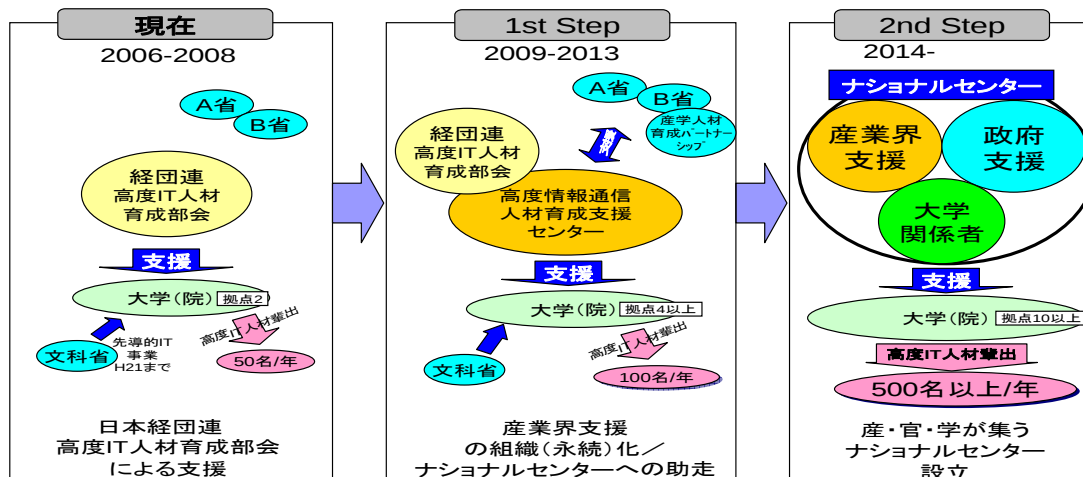
【参考図】

高度ICT人材育成の加速化～ナショナルセンターの設立①



高度ICT人材育成の加速化～ナショナルセンターの設立②

最終的に産・官・学のすべてが集う真のナショナルセンター設立を目指す



(3) インフラの整備

1-7.「わが国港湾のハブ機能の強化」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) 世界的な景気後退による貨物取扱量の減少により、港湾の国際競争は激化している。わが国の港湾のハブ機能を強化する観点から、京浜港、伊勢湾、阪神港について、国家的視点、広域的視点から適切な港湾管理運営が実現できる制度を創設する。
- (2) 輸出入関連手続の一層の簡素化を実現する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

- (1) 現状の港湾行政においては、地方自治体による港湾管理・運営・整備が行われている。その結果、港湾インフラへの投資が分散し、規模の経済性を活かせず、韓国や中国に大きく遅れをとっている。
そこで、広域連携の推進という観点から、ポートオーソリティ化も視野に入れた広域的に整合性ある政策への転換が必要である。
- (2) 関税法改正により、2006 年度は特定輸出申告制度が、2008 年度は特定委託輸出申告制度が相次いで導入されているが、さらなる簡素化が必要である。

【プロジェクトの内容】

- (1) 港湾運営については、国家戦略を念頭においた国の関与のあり方を検討し、国と地方との役割分担を見直す。
- (2) 現行制度（特定輸出申告制度、特定委託輸出申告制度）の企業の利用状況や抱える問題点を政府が把握し、さらなる制度の改善・充実を図る。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 港湾の広域連携については、2007年12月1日に阪神港（大阪港、尼崎西宮港、神戸港）の一開港化が実現した。また、2008年3月には京浜港について、東京都、横浜市、川崎市の間で申請様式の統一化や入港料の一元化が合意された。
今後は、京浜港、伊勢湾、阪神港といった主要港湾については、国が競争力強化に主体的に取り組むべきである。具体的には、主要港湾の運営に国の政策が反映され広域的かつ一体的に運営されるよう、港湾法を見直す。
- (2) コンプライアンス体制が整備された企業について、より一層、効率的に輸出入が行える制度とするとともに、一層の電子化を進める。

1-8.「三大都市圏における重要インフラの整備計画の完全実施」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) 首都圏三環状道路を、大幅に時期を前倒しして完成させる。また、中部においては、東海環状自動車道と名古屋環状2号線を早期に整備する。関西においては、都市再生環状道路(淀川左岸線、大和川線)、大阪湾岸道路西伸部(8・9期)、名神湾岸連絡線、新名神高速道路を早期に整備する。
- (2) 羽田空港と成田空港の拡張作業を予定期間内に完全実施する。その上で、羽田空港と成田空港を中心とした首都圏空港を効率的かつ一体的に運用する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

国際的なネットワークと、内陸部の生産拠点を結びつける物流インフラを整備することで、わが国産業の国際競争力の向上を目指す。

- (1) 首都圏三環状道路、東海環状自動車道、名古屋環状2号線が整備されれば、渋滞による時間や燃料の損失、排気ガスや騒音などによる生活環境の悪化、CO₂による地球温暖化といった課題の解決が期待できる。とくに首都圏三環状道路の場合は、日本列島の東西を結ぶ人的・物的交流がスムーズに行われるようになる。

一方、関西の高速道路はネットワークが寸断されており、いまだ具体的な計画段階に至っていない区間もある。大阪湾ベイエリアにおける製造・物流機能の集積を進め、それらを関西経済の活性化に活かすためには、主要道路の重点的な整備が必要である。

- (2) 空港の国際競争が激化する中、わが国の拠点空港のハブ機能の強化及び国内物流の円滑化により、リードタイムの短縮や輸送コストの削減を図る必要がある。とりわけ、国内航空網の充実した羽田空港のさらなる国際化の推進とペリメーター規制(羽田空港からの国際線就航路線の距離について、羽田から石垣島までの1,947 kmをひとつの目安として発着を制限する規制)の撤廃により、東京のビジネスセンターとしての競争力強化、地域の国際化と経済の活性化、国際観光の振興が期待できる。

【プロジェクトの内容】

- (1) 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)に加え、東京外郭環状道路、首都高速中央環状線について、可能な限り前倒しで完成を目指す。とくに、東京外郭環状道路については早期に事業着手すべきである。

中部においては、東海環状自動車道と名古屋環状2号線を早期に完成させ

る。

関西においては、都市再生環状道路(淀川左岸線、大和川線)、大阪湾岸道路西伸部(8・9期)、名神湾岸連絡線、新名神高速道路について、早期に整備する。とりわけ、都市再生環状道路や新名神高速道路については、事業着手を急ぐべきである。

(2) 2010 年に予定されている羽田空港の第 4 滑走路の供用や国際化、成田空港の拡張を予定期間内に完全実施した上で、両空港のさらなる発着容量拡大に向けた環境整備(空域や航空路の見直し、管制運用の見直し、滑走路・スポット・ターミナルなどの施設や設備の拡充)を推進する。また、成田空港の利便性向上に向けた都心と成田空港間のアクセス向上、羽田空港と成田空港の有機的な連携による旅客ならびに貨物の円滑な移動の推進などを図る。羽田空港については、国際線の発着枠をより一層拡大するとともにペリメーター規制を撤廃し、アジアを中心として主要都市への乗り入れを実現する。

【プロジェクト実現に向けた課題(規制、予算、税制など)】

公共事業費が削減される傾向にある中で、道路や空港の整備に必要な財源を確保するとともに、PFI などを活用して民間資金の導入を図る。また、空港使用料、入港料、高速道路料金の引き下げや、思い切った規制改革(ペリメーター規制の撤廃など)を行う。

2. 国民生活の向上

(1) 利便性の向上

2-1.「電子行政推進プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) 行政業務の効率化により、行政機関のみならず企業・個人も含めた社会コスト全体の削減を図る。
- (2) 電子行政サービスの利便性向上により、国民が ICT のメリットを実感できる社会を実現する。
- (3) 行政の透明性向上により、失われた行政への信頼感を回復するとともに、安心して ICT を利活用できる健全な社会を実現する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

少子高齢化に伴う労働力人口の減少や社会保障負担の増大に鑑み、先進各国は電子行政を着実に推進し成果をあげているのに対し、わが国では、電子行政のメリットを実感できる水準には達していない。産業界の立場から見ても、電子行政は企業の国際競争力向上における基盤を成すものであり、国家の最重要課題として早急に取り組むべきである。また、電子行政においては、国民個人の行政情報は適切な個人情報保護の下で、本人が希望すれば、いつでもオンラインで確認できるようにすべきであり、社会保障の分野においては、国民一人ひとりが自らの拠出と受給について把握できることにより、国民の将来不安を払拭することが可能となる。

【プロジェクトの内容】

- (1) 実効的な電子行政を実現するため、韓国や欧州の電子行政先進国に倣い、わが国の「電子行政推進法」を、以下の項目を盛り込んだ包括的かつ強制力のあるものとする。

- ①行政業務の見直しによる業務の簡素化・標準化
- ②行政業務処理の原則電子化の義務付け
- ③行政機関横断的かつトップダウンの電子行政推進組織の設置
- ④個人、企業を特定できる共通コードの導入と、プライバシー保護のための第三者機関設置
- ⑤行政の透明性を高めるため、業務処理のプロセスや個人情報へのアクセス履歴を国民が自ら電子的に確認できる仕組みの確立

- (2) 進捗状況・スケジュール

今国会会期中に「電子行政推進法(仮称)」の法案を提出予定。2009 年 6 月を目途に、電子行政の構築を柱とした「デジタル新時代に向けた新戦略」を策定。

- (3) 社会に与える効果

行政サービスのワンストップ化やプッシュ型サービスの提供が普及・定着することによって行政の利便性、効率性、透明性が飛躍的に向上し、国民が

ベルギーでは、電子行政により年間 2,300 億円の企業経費削減効果を得ている。これは GDP 比で日本に当てはめると、約 2.2 兆円に相当する。

- (1) 行政の縦割り構造を排し、全府省庁、地方自治体、独立行政法人間の協力関係の構築
- (2) 業務簡素化、共通化にあたり地方自治体への財政面、技術面の支援
- (3) 共通コードの導入にあたり国民のコンセンサスの形成

〔関係省庁〕 全省庁。ただし、政府全体の取りまとめは内閣官房、地方自治体の取りまとめは総務省が中心になって推進する。

国民視点で見た電子行政のイメージ

電子申請の場合
手数料が半額に

多様な
アクセス・チャンネル

1回のオペレーションで
申請完了

ワンストップ・サービス

その他
ライフイベント
に係る手続

引越 結婚 出産 退職

省庁 地方自治体 独立行政法人

行政業務
簡素化・
標準化の
うえ
データ連携

ログが残る

個人の
行政関連情報

行政機関による
個人情報への
アクセスや
業務プロセス
の履歴

利用者が個別承諾
した情報は
共通コードにより
各行政機関保有の
データとリンク

行政機関

自己情報の管理
(年金等の情報の
確認、アクセス履
歴チェックなど)

プライバシー保護
や情報管理を監督

第三者機関

業務委託など
積極的に民間
を活用

民間

フッシュ型
サービス

国民向けポータルサイト

将来的には民間と連携し
サービスを多様化

利用者

窓口

PC 携帯電話 IPテレビ キオスク

受給資格の
ある手当てや
必要の手続を
個別にガイド

添付書類の
廃止・削減

2-2.「準天頂衛星システム計画」
【プロジェクトのコンセプト】 人工衛星から発信する測位情報を活用することにより、行政の効率化、新産業の創出を含む産業の活性化、国民生活の向上等を実現する。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 わが国では、米国 GPS 衛星からの測位信号を利用することによって輸送や交通、地図作成等の分野でサービスを向上させており、衛星測位はすでに経済活動や国民生活において不可欠な社会基盤となっている。しかしながら、わが国では、山間地やビル陰等、時間帯によって GPS 衛星からの信号を受信できない地域があり、そのことが、測位情報の高度利用を促進するための障害となっている。 国内のどこでも信号を受信することができる独自の高精度の衛星測位システムを国家のインフラとして構築し、その利活用推進を図る必要がある。すでに民間では、IT 精密農業や自動車の走行支援システム等に準天頂衛星システムを活用することについての検討も始まっている。また、準天頂衛星の軌道の関係上、アジア・太平洋地域でのサービス提供も可能であり、国際連携の点からも有意義なプロジェクトとなり得る。
【プロジェクトの内容】 (1) 少なくとも 3 機の人工衛星を打ち上げ、そのうち 1 機は常に日本の天頂付近に見えるよう配置することで、GPS と連携し、日本全域で信頼性、安定性の高い高精度測位情報を利用可能にするシステムを構築する。 (2) 進捗状況・スケジュール 第 1 段階(技術実証・利用実証段階)では、文部科学省が中心となって、2009 年度を目標に準天頂衛星を 1 機打ち上げ、総務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省による技術実証を行うとともに、民間や利用省庁による利用実証を行う。第 1 段階の結果を評価したうえで、追加 2 機の準天頂衛星を打上げる第 2 段階(システム実証段階)へ移行することが計画されている。 (3) 社会に与える効果 測位情報の高度利用を推進することにより、高精度のマンナビ(ヒューマンナビゲーションシステム)、次世代 ITS システム、低速移動体の制御、高度物流システム、測量への利用等が可能となり、新産業・新事業の創出と国民のサービス水準の向上が期待される。それにより、測位情報を活用したサービス市場の規模は 2013 年には 10 兆円になると見込まれている(「地理空間情報サービス産業の将来ビジョンに関する報告書」2008 年 7 月地理空間情報活用推進研究会)。
【プロジェクト実現に向けた課題(規制、予算、税制など)】 現時点では準天頂衛星 2 号機以降の打ち上げ計画が白紙状態にあり、予算も 2 号機以降に関しては確保されていない。準天頂衛星システム構築のため、最低限 3 号機まで政府が打ち上げることとし、必要な予算を確保する必要がある。また、民間や関係省庁による利用実証や利用促進のための予算についても確保する必要がある。 〔関係省庁〕内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、他利用省庁

2-3.「低軌道衛星群を用いたリアルタイムな観測情報提供システムの構築」
【プロジェクトのコンセプト】 宇宙から、日本を含むアジアの主要地域を常時くまなく観測するシステムの構築を行い、中小企業を含めた高度技術化、地域活性化を促すと同時に、データの利用に関する新規事業の創出で日本経済の成長と雇用拡大を促す。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 1月23日に打上げが成功したH-IIA ロケットにはJAXAの「いぶき」のみならず、中小企業あるいは教育の現場で作られた小型衛星が同時に搭載された。 これらの小型衛星の技術を活用し、地球周回軌道上に100機程度配置すると、日本を含むアジアの主要な地域をリアルタイムで観測できる。これらの観測情報は、交通渋滞の状況、作物の状況、気象の状況、災害の状況など、瞬時に把握することができる。
【プロジェクトの内容】 (1) 具体的内容 高度300kmの地球周回軌道に、50～200kgの小型衛星を100機以上配備する。これらの小型衛星には、光学カメラあるいはレーダを搭載し、日本の全域の常時観測を可能とする。 (2) 進捗状況・スケジュール 小型衛星の技術はすでに確立されている。光学カメラ、レーダも、分解能を数m程度であれば、容易に入手が可能。 統一的な衛星のコンセプトと仕様を作成し、それに基づいて製作を行う（今後3年以内）。 並行して、地上局網、データ処理・配布のシステム構築を行う。 (3) 社会に与える効果 〔プロジェクト着手による産業振興と雇用創出〕 ①衛星が小型であるゆえ、全国各地の中小企業レベルで参加可能 ②衛星作りを通じて高度な技術を獲得 ③全国に地上局網のインフラ整備 〔プロジェクト実現後のデータ活用による効果〕 ①交通渋滞箇所回避誘導による陸上物流の時間短縮と輸送コストの削減 ②農作物の豊凶状況の迅速な把握 ③気象状況や災害状況の迅速な把握 ④娯楽等、新規ベンチャーの創出
【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】 (1) 新規に周波数を取得する際、国内関係機関からの認可取得に1年以上が必要となる。数ヶ月で取得できるよう、周波数割り当ての迅速化と認可の容易化が課題となっている。また、国内で認可を受けても、国際的に空いている周波数帯が少なく問題である。 (2) 衛星データの一般公開に対して、衛星画像データの悪用を防止し、個人情報保護のための法制整備が必要である。 〔関係省庁〕 内閣官房、総務省、経済産業省、国土交通省、文部科学省

(2) 安心・安全の向上

〔インフラ関連整備〕

2-4.「次世代交通システムプロジェクト」
【プロジェクトのコンセプト】 効率的で低炭素な交通・物流インフラの整備、次世代 ITS の導入、次世代技術を活用した移動体の普及を通じて、①環境、渋滞、交通事故等の課題を解決する都市交通、②国際的に妥当な輸送コストと定時性を確保できる次世代物流システムの実現を目指す。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 エネルギーの確保、地球温暖化問題に対応した低炭素社会を実現するとともに、人命にかかわる交通事故への対応、産業の国際競争力強化を図るためには、技術革新とともに、次世代の経済活動や人の交流の変化に適合した新しい社会基盤を整備し、交通や物流の効率と快適性・安全性を飛躍的に向上させることが不可欠である。
【プロジェクトの内容】 (1) 以下の取り組みを総合的に進めることで、(イ)交通渋滞の大幅な緩和によるCO ₂ の大幅な削減、(ロ)危険回避支援技術の普及による交通事故死者の減少、(ハ)輸送コストの低減による産業競争力の強化、(ニ)魅力ある都市づくりなどを目指す。 ①情報通信や電子制御技術を活用した次世代 ITS の導入（路車・車車間通信技術、衛星測位技術、交通情報収集・配信、高度交通管制、自動運転） ②効率的な交通・物流インフラの整備（交通物流結節点、公共交通、都市構造、既存の燃料供給設備も利用した水素インフラ、充電インフラ） ③市民・企業の自主活動の推進（TDM（交通需要マネジメント）、交通手段の最適選択、モーダルシフト、共同輸配送） (2) 進捗状況・スケジュール ①2009 年 2 月の安全性に関する大規模実証実験に続き、3～4 年毎にテーマを定めた大規模実証実験を行い、実用化した道路交通システムから順次サービス提供の全国展開を図り。 ②2020 年までに次世代システムに全国展開を図る。 (3) 社会に与える影響 ①自動車からのCO ₂ 発生量を半減 ②自動車のエネルギー消費を半減 ③交通事故による死者の大幅減 ④世界に先駆けて低炭素社会を実現し、エネルギー・環境産業で世界をリード ⑤その他（高齢者の移動の円滑化による就労の促進、産業の地域分散による産業振興、地方への観光客の増加等）
【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】 官民連携により上記(1)①の技術開発を進めるとともに、特区指定のモデル都市やモデル路線で、制度改革を含めて大規模な実証実験を行い、実用化が可能と判断されたものは強力なインセンティブを講じることにより普及を加速させる。 〔関係省庁〕 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省

2-5.「ケア人材育成プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) 介護・保育分野に未経験者も含め、多様な人材がスムーズに参入・定着できるよう人材育成・職業訓練機会の拡大を図る。
- (2) 地域密着の対人ケアサービスは、地域の雇用吸収力が大きい。また、専門職としてのキャリア形成と雇用安定を念頭において、担い手の育成を図ることは、介護・育児不安の解消等の生活の安心につながる。
- (3) あわせて産業振興の観点からビジネスモデルの確立を支援し、利用者ニーズに即した多様なサービス展開を可能とすることで、新たな需要を創出する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

- (1) 急速な高齢化の進展による介護需要の急増、女性の労働市場参加の促進に向けた保育需要の増大が見込まれる。しかしながら、当該分野においては、人材確保が困難な状況にあり、担い手の確保・育成が急務となっている。
- (2) 他職種から対人サービス業務へ転換・定着を図るためには、スキル習得や資格取得の促進が必要となる。

【プロジェクトの内容】

・短期：未経験者の参入拡大（2009～2011 年度）

- (1) 社会福祉法・人材確保指針の見直し（必要人員数を見込み、PDCA 確立）
- (2) 必要資格の取得助成
 - ① 既存の職業訓練コースの福祉職種の拡充
トライアル雇用やジョブカード制度（日本版デュアルシステム等）の活用、未経験者受入や研修受講に関わる事業者助成等、働きながら学べる体制を強化
 - ② 福祉人材センター・バンクと職業訓練事業のリンクを含めた機能見直し
- (3) 保育士試験の受験資格緩和等、保育士資格取得制度の見直し
認可外施設・家庭的保育・子育て支援拠点等での従事経験を認めるなど
- (4) 家庭的保育事業（保育ママ制度）の柔軟な運用
- (5) 介護事務の簡素化
報酬計算や業務管理パッケージの開発・無償貸与等

・中期：資格の一元化（2011 年度以降）

ケア人材養成の基礎課程の統合（介護福祉士・社会福祉士・保育士等）
基礎課程修了で各補助職への就労可、実務経験と専門課程修了を要件に各専門国家資格受験を可とするなど、実務経験を重視し、職種間の相互乗入を認めるなど

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 資格要件等については、資料参照
- (2) 介護福祉士の資格取得は厳格化の方向（2012 年改正法施行）
- (3) 保育ママの従事要件も厳格化が懸念（2009 年度中にガイドライン策定）

〔関係省庁〕 厚生労働省

【参考資料：資格要件等】

名称	訪問介護員(ホームヘルパー)	介護福祉士(ケアワーカー)	介護支援専門員(ケアマネージャー)
定義	介護福祉士以外で介護行為の実践を許される者(訪問介護事業に従事する訪問介護員は、国の定めた訪問介護員養成研修を修了していることが義務)	介護を実践する専門職(専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者)	介護サービス計画(ケアプラン)を作成する専門職(要介護者からの相談に応じ適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画策定、市町村・事業者との連絡調整等を行う)
主な業務領域	訪問介護:2級70%前後	介護施設(特養・老健等):40%、訪問介護20%前後	事業所・施設所属または独立開業
資格取得	都道府県知事指定の研修修了(試験なし) 1級(230H):講義84H演習62H実習84H 2級(130H):講義58H演習42H実習30H	1.指定養成施設(大学、短大、専門学校等)2年以上(1650H) OR 2.国家試験受験(受験資格①福祉系高校1190H又は実務経験3年以上) →資格取得後、都道府県知事の登録が必要 *2012年以降、資格取得方法の一元化	・保健・医療・福祉の各種専門職および実務経験を有する者から養成 ・実務研修受講試験の合格→研修(44H)修了【受験資格】 ①資格要件:医師、保健師、看護師、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士等の国家資格業務の従事者(実務経験5年以上) OR ②実務経験要件:実務経験5年以上かつ勤務日数900日以上、または介護施設従事期間が通算10年以上の者
試験科目(研修科目)	○講義:介護概論(サービスの利用者の理解、生活援助/リハビリテーション介護、福祉用具、社会福祉制度とサービス、ケア計画など) ○演習:ベッドメイキングの方法、安楽な姿勢/体位交換の仕方、食事・移動の介助、排尿や尿失禁のケア法、入浴や体を清潔に保つ方法など ○実習:施設介護実習、在宅サービス提供現場見学、ホームヘルプサービス同行訪問など	○筆記試験(13科目) (1)社会福祉概論(2)老人福祉論(3)障害者福祉論(4)リハビリテーション論(5)社会福祉援助技術(演習を含む)(6)レクリエーション活動援助法(7)老人・障害者の心理(8)家政学概論(9)医学一般(10)精神保健(11)介護概論(12)介護技術(13)形態別介護技術 ○実技試験	介護支援分野 保健医療サービス分野 福祉サービス分野
登録者数ほか	約325万6000人	約64万人	約43万人
備考	—	指定養成施設:試験合格者=35:65 07年合格者7万3000人/14万3000人(51.0%)	—
その他	2007年:介護従事者数117.2万人、2014年:140~160万人(福祉人材確保指針)、2025年:250.1~255.2万人(社会保障国民会議シミュレーション)		

名称	保育士	家庭的保育者(保育ママ)
定義	専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者(児童福祉法第18条の4)	市町村が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者(児童福祉法第6条の2-9)
主な業務領域	保育所	自宅を開放し、主に3歳未満の乳幼児を少人数(5名以下)に保育を実施
資格取得	1.指定保育士養成施設(短大・専門学校等)を卒業した者(試験なし) OR 2.保育士試験に合格した者 →資格取得後、都道府県知事の登録が必要	認定要件は自治体により異なる (国がガイドライン策定を検討中)
受験資格(概要)	1.短大卒業程度以上の者(特例:1991年3月31日までの高卒者) 2.高校卒業後、児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者 3.児童福祉施設で5年以上、児童の保護に従事した者(認可外施設での従事経験は含まれない)	〔参考:東京都〕 ・満25歳から満65歳までの者 ・保育士・教員・看護師・研修により必要な知識を修得した者 ・現に養育している6歳未満の子どもがいないこと ・保育する子どもは3人以内(補助者を雇う場合は5人以内) ・保育専用室として6畳以上(3人を超える場合は子ども1人につき2畳)
試験科目	〔1次〕筆記 ①社会福祉、②児童福祉、③発達心理学及び精神保健、④小児保健、⑤小児栄養、⑥保育原理、⑦教育原理及び養護原理、⑧保育実習理論 〔2次〕実技(2科目選択) ①音楽、②絵画制作、③言語	—
科目免除	・合格科目は、合格した年から3年間は免除 ・指定保育士養成施設で全科目履修・卒業した者は免除 ・幼稚園教諭は一部科目および実技試験免除	—
登録者数ほか	89万人 保育所保育士数:約34万人(常勤約28万人、非常勤約6万人) ・保育士資格取得数:約49,000人(06年度)	—
備考	指定保育士養成施設:保育士試験合格者=9:1 05年度合格者6,291/37,288人(16.90%) 06年度合格者5,693/39,192人(14.50%) 07年度合格者7,750/38,032人(20.40%)	—

2-6.「地域ケア体制整備プロジェクト」
【プロジェクトのコンセプト】 新たな産業振興の観点から利用者ニーズに即した多様なサービス展開を可能とするべく、介護・保育分野を核に、地域に根ざしたサービス提供体制を拡充する。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 (1) 急速な高齢化の進展による介護需要の急増、女性の労働市場参加の促進に向けた保育需要の増大が見込まれる中、サービス提供体制の整備は、介護・保育とも不十分となっている。 (2) 高齢者施策と次世代育成施策は分断されているが、中長期的にみれば各地域の人口構成の変化に伴いサービス需要は増減する。相互の機能転換も視野に入れ、既存の社会資源を有効活用する視点が必要である。
【プロジェクトの内容】 ・ <u>短期：住宅政策と福祉政策（高齢者・子育て支援）の連携・推進</u> (1) 公共賃貸住宅団地の建替えにあたり、訪問介護・在宅療養支援拠点、保育所・子育て支援拠点、配食等の生活支援サービス等を複合的に整備（安心住空間創出プロジェクトの推進・拡充） (2) 高齢者専用賃貸住宅やケア付住宅等の供給拡充 (3) 民間賃貸集合住宅の福祉拠点併設にかかわる助成 (4) 高齢者住替え支援制度の普及・促進 (5) 廃校となった公立学校等、公的施設の子育て支援拠点への転換促進 〔関係省庁〕 厚生労働省、国土交通省、文部科学省、財務省 ・ <u>短期：保育制度改革の実現</u> (1) 保育のサービス保障を強化し、利用者と事業者が契約を通じ必要に応じ保育サービスを選択できる体制への転換 (2) サービス提供拡充に向けた参入規制の見直し 〔関係省庁〕 厚生労働省、文部科学省、内閣府 ・ <u>中期：介護保険施設体系の見直し</u> (1) 施設機能の地域への開放、医療・介護・住宅の機能別再編等 〔関係省庁〕 厚生労働省、国土交通省
【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】 (1) 保育制度改革は事業者の抵抗が強いこと、保育サービス拡充の財源確保策が不透明なことから改正審議が中断している。 (2) 介護サービス拡充は、結果として介護保険給付増、保険料負担増となるため、給付の重点化、保険料負担の応能性を高める等を同時に検討する必要がある。

3. 地域の活性化

3-1. 「耕作放棄地再生・新規就農促進スーパー特区」

【プロジェクトのコンセプト】

農業の活性化、地域の活性化、新規雇用の創出を図る観点から、耕作放棄地を再生し農地の有効利用を図るとともに、当該再生農地の運営主体に新規就農希望者を受け入れ、新たな農業の担い手として育成する。新規就農希望者は、栽培技術や農業経営に関する教育・研修を受けつつ、再生農地や労働力が不足している他の現場等で農業生産及び関連事業に従事する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

深刻な経済低迷により雇用情勢が悪化している一方、農業分野では農業就業人口約 300 万人の内、65 歳以上が 60%など高齢化・後継者不足が深刻な状況になっている。また、世界の食料事情は人口の増大等により中長期的にひっ迫していくことが予想され、日本の総合的な食料供給力の向上が課題となっているが、国内の食料生産の重要な基盤である農地では、ほぼ埼玉県の面積に相当する約 40 万 ha（全農地面積の 8.4%に相当）が耕作放棄され、このうち農地として利用すべきとされ原則転用が認められない農用地区域内農地が 13 万 ha 存在している。

【プロジェクトの内容】

- (1) 耕作放棄されている農用地区域内農地を中心に公的資金を活用して再生・基盤整備し、行政、農業界、産業界の協力の下で、再生農地の運営主体を設置。
- (2) 同運営主体は、各地域の青年農業者等育成センター等と協力して新規就農希望者を募集し、地域の農業大学校・農業高校等とも連携しつつ、研修を実施。運営主体及び新規就農希望者には研修費用等の助成を実施。
- (3) 上記研修修了者が再生農地以外での就農を希望する場合には、農地のあつ旋、就農先の紹介、就農準備資金の貸し付け等の支援を実施。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 耕作放棄地の再生・基盤整備、研修費用等への国の財政的支援
- (2) 再生農地の運営主体が農業生産法人形態をとる場合は構成員要件等の緩和。リース方式による運営を行う場合は、市町村が定める実施区域に算入。
- (3) 利用権設定に対する相続税の納税猶予制度の適用 等

3-2.「農商工連携スーパー特区」

【プロジェクトのコンセプト】

農商工連携制度や認定農業者制度等の拡充により、大企業も含めた産業界と農業界の連携・協力を促進し、農業の活性化と経営の高度化、これらを通じた新規雇用の創出と地域活性化に貢献する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

現在、農商工等連携促進法に基づき、中小企業者及び農林漁業者が共同して作成した農商工等連携事業に係る計画を認定し、認定を受けた者に対する税制、財政、金融上の支援措置が講じられている（認定件数は08年12月25日現在で合計119件）。

一方で、大企業も含めた食品加工業、外食産業、大規模小売業、商社、農業資機材メーカー等を中心に、農業者との契約栽培や技術・ノウハウの供与、農業者と協力した農業生産法人の設立・運営等による国内農産品の活用、品質向上、新商品開発、ブランドの確立、流通効率化、販路の確保・拡大、地産・地消、消費者との交流等の取り組みが多く行われており、農業経営の高度化に貢献している。

【プロジェクトの内容】

- (1) 農商工等連携促進法による認定対象を農業者と非中小事業者による事業にも拡大し、主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣及び認定農商工等連携事業に係る事業を所管する大臣）の認定を受けた事業に対して、同法に基づく支援措置（低利融資、信用保証、設備投資減税等）を農業者や農業生産法人等にも適用する。
- (2) 加えて、農業経営高度化や事業拡大のための各種農業資機材・システムの導入や新規雇用に対し、各種補助措置を広く適用する（上記いずれも非中小事業者への支援は不要）。
- (3) 同認定事業が農業生産法人により運営される場合には、農業生産法人の構成員要件を緩和し、認定農業者に認められている株式会社等の出資を1/2未満まで認める。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 農商工連携制度や認定農業者制度等の拡充
- (2) 農業経営高度化・事業拡大のための各種補助制度の拡充・重点的实施
- (3) 農業生産法人の構成員要件等の緩和
- (4) 認定事業の一部を直接非中小事業者が実施する場合は、対象農地をリース方式による農業参入可能区域に算入
- (5) 利用権設定に対する相続税の納税猶予制度の適用

3-3.「農産物輸出促進スーパー特区」
【プロジェクトのコンセプト】 農業の活性化、地域の活性化の観点から、わが国の優れた農産物の輸出拡大に向け、各地域毎の優先作物を選択し重点的な支援を行う。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 わが国の農産物貿易では、輸入が 8 兆 6 千億円、輸出が 4 千億円と一方的な輸入超過になっている。わが国の農産物は品質的には優れたものが多く、海外でも高く評価されているが、新規輸出先の開拓や海外の基準等への対応、輸出用の物流インフラの整備等が遅れており、一層のてこ入れを図る必要がある。
【プロジェクトの内容】 (1) 地域ごとに輸出拡大が期待される品目（加工品を含む）を選定させ、スーパー特区プロジェクトとしての認定を行う。認定にあたっては下記(5)のマーケティング機能を活用する。 (2) 特区認定を受けた品目が安定的に生産・流通できるよう、設備投資等に対する各種支援措置を講ずる。 (3) 認定品目に関する新商品・パッケージ・物流管理情報システム・コンテナ等の開発・導入等を行う場合の助成、農商工連携制度等の拡充（「農商工連携特区」参照） (4) 認定事業者が、荷主として AEO(Authorized Economic Operator)事業者としての承認を得られるよう、技術的・財政的支援を行う。 (5) 新規輸出先の開拓に向け、各地域ブロックに 1 つ常設展示場(見本市=メッセ)を設置(既存の施設の活用も検討)し、官民が協力してマーケティング機能の強化を図る。海外においては、在外公館や JETRO 等を活用し、認定品目の海外市場開拓のための市場調査や試験輸出等を優先的に実施する。 (6) 二国間協議の加速化による中国等有望仕向国における検疫問題等の解決。とくに、輸出相手国が品目毎に求める輸出検疫の一環としての輸出相手国の査察等を認定事業者が優先的かつ円滑に受けられるよう支援する。 (7) 海外に輸出する際に必要な海外認証等（EU・米国；HACCEP 認定、EU；GLOBAL GAP 取得、イスラム圏；ハラール認定）の取得ならびに輸出相手国が品目毎に求める輸出検疫をクリアするための施設整備や認定取得のための費用について国・地方が優先的に支援する。
【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】 (1) 国の財政的支援（上記(2),(3),(4),(5),(7)） (2) 農商工連携制度の拡充 (3) AEO 制度の積極的活用 (4) 二国間協議の加速化による中国等有望仕向国における検疫問題等の解決 (5) 在外公館、JETRO 等の積極的活用

3-4.「観光を通じた地域活性化プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) 訪日外国人旅行者数は、日本人海外旅行者数に比べて少ない。2020 年に訪日外国人旅行者数を 2,000 万人に増加させる。
- (2) 内需主導の経済を実現する観点から、国内観光を振興し 2010 年に観光旅行消費額 30 兆円を達成する。
- (3) 広域的な観光振興の観点から、観光圏整備事業を推進する。
- (4) 中長期的かつ恒常的に地域を活性化していくという観点から、地域プロデューサー的な役割を果たす人材を育成する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

観光振興は旅行業、輸送業、外食産業、宿泊業、エンターテインメント産業をはじめ幅広い産業に経済波及効果を及ぼし、雇用拡大や地域活性化に結びつく。

円高の進展により訪日外国人旅行者数の伸びが鈍るなか、ビジット・ジャパン・キャンペーンのさらなる強化とともに、為替レートの影響を受けない国内観光の活性化が重要となっている。

【プロジェクトの内容】

- (1) 2020 年までに訪日外国人旅行者数を 2,000 万人(2008 年：835 万人)に増加させるという目標の達成を目指し、以下の施策を実施する。
 - ・ 日本政府観光局(JNTO)を中心としたビジット・ジャパン・キャンペーンの充実・強化
 - ・ 訪日観光ビザの拡大(対象は、中国、タイ、マレーシア、インド、ロシア等)
- (2) 2010 年度までに国内における観光旅行消費額を 30 兆円(参考：2007 年度は 23.5 兆円)に増加させるという、観光立国推進基本計画に定められた目標を確実に達成することを目指し、国内交通インフラの整備を通じた国内観光振興策を実施する。
- (3) 観光圏整備法に基づき、ハード・ソフト両面における滞在魅力の増進に向け、観光圏整備実施計画の推進体制整備及び事業実施に対する支援の強化を図る。
- (4) 高度なマネジメント能力を有する日本及び韓国の観光人材の育成に向け産学連携を強化する。

【プロジェクト実現に向けた課題(規制、予算、税制など)】

- (1) ビジット・ジャパン・キャンペーンの実施主体である日本政府観光局(JNTO)は独立行政法人であるため、毎年度、国からの運営費交付金が削減されている。日本政府観光局の国際観光プロモーション機能が発揮されるための環境整備のほか、海外で JNTO の活動に協力する民間企業への支援が必要である。

(2) 観光政策は観光庁、国土交通省、環境省、農林水産省、厚生労働省、総務省、経済産業省、外務省、法務省などにまたがっている。

とくに、国内観光の振興策については、観光庁の産業観光推進事業、環境省のエコツーリズム推進事業、農林水産省のグリーンツーリズム推進事業や農村漁村交流プロジェクト、厚生労働省のヘルスツーリズム推進事業、総務省の都市から地方への移住・交流の促進事業などに分かれている。こうした施策が国内における人の移動を促し、地域経済の活性化や雇用創出につながるよう、観光庁が関係省庁の総合調整を図りながら、国内観光振興策を効率的に実施する。

(3) 観光庁と、国土交通省や農林水産省など関係省庁との間の連携を強化する。

(4) 昨今、設置が相次いでいる観光学部・観光学科の教育内容と産業界のニーズとのギャップを把握するとともに、産学連携を強化する。

具体的には、大学における教育・研究活動に対する国による助成の検討や、観光人材育成に関する制度の整備、規制(学部・学科開設、カリキュラム変更等)の見直し、インターンシップに対する支援制度(カリキュラム作成、企業内研修に関わる人件費、学生の滞在費用等の負担)の創設などが考えられる。

4. 低炭素・循環型社会の実現

(1) エネルギー需要サイドの革新

① 省エネ製品の普及

4-1. 「一定の基準を満たす省エネ・新エネ機器等の家庭部門への普及促進」
【プロジェクトのコンセプト】 (1) 家庭部門におけるCO ₂ 削減を促進するため、エネルギー効率の高い省エネ・新エネ機器の普及を促進する。 (2) 省エネ・新エネ機器等の需要創出により、景気回復を図る。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 (1) 低炭素社会の実現にあたり、家庭部門のCO ₂ 削減が大きな課題である。家庭部門のCO ₂ 削減対策としては、エネルギー効率の高い省エネ機器等の普及が有効であるが、最新省エネ・新エネ製品は、従来型製品と比べて概して購入価格が高く、消費者が購入を躊躇してしまう側面がある。 (2) 昨今の深刻な経済危機のなかにあって、省エネ・新エネ製品の普及を促すことは、即効性のある景気対策となりうる。 また、高性能製品の普及は製造コストの低減にも資するものであり、わが国企業の国際競争力強化にもつながる。 (3) 「長期エネルギー需給見通し」において以下を想定。 ・ブラウン管TVから液晶、プラズマ、有機ELへの移行 ・蛍光灯、冷蔵庫、家庭用エアコン等の高効率化 ・高効率給湯器、コジェネ（含燃料電池）の普及 ・自動車（保有ベース）の燃費改善 ・次世代自動車の普及 ・太陽光パネルの普及
【プロジェクトの内容】 次世代自動車や省エネ型家電製品、高効率給湯機器など、エネルギー効率の高い省エネ機器や、太陽光パネルなどの新エネ機器等の普及を促進する。
【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】 (1) 一定の基準を満たす省エネ・新エネ機器等(※)の普及に対し、補助金制度を創設・拡充する。 ※《対象機器等の例》 ① 自動車（とりわけ次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド車、プラグイン・ハイブリッド車、クリーンディーゼル車）） ② 家電製品（エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機等(家電リサイクル法対象品等)） ③ 高効率給湯器(潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ給湯器)・コジェネ（含燃料電池） ④ 家庭用太陽光パネル ⑤ 省エネ住宅 (2) エネルギー効率の高い機器等に早期に買い換えることも、環境にやさしい行動の一つであるといった、エネルギーを含めた「もったいない」の考え方を広く国民に広報する。 〔関係省庁〕 経済産業省、国土交通省、環境省

4-2.「ヒートポンプの大規模普及プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

ヒートポンプ技術を国内外に普及させることにより、エネルギーセキュリティ向上と地球温暖化対策の同時達成を可能とするエネルギーシステムを構築し、持続的成長を支える省エネ・低炭素社会を実現する。

- (1) 民生部門の空調・給湯・冷蔵・乾燥、産業部門の冷却・加温・乾燥、農業部門のハウス空調等について、化石燃料に大きく依存するエネルギーシステムから、空気の熱(エアロサーマル)や未利用熱エネルギーを利用するエネルギーシステムへ代替することにより、低炭素社会を実現する。

※日本国内のCO₂排出削減ポテンシャルは1.3億t

- (2) エコキュートをはじめとする日本が有する高いヒートポンプ技術をフルに活用する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

- (1) 福田ビジョン(2008年6月)、地球温暖化問題に関する懇談会提言(2008年6月)、低炭素社会づくり行動計画(2008年7月)等において、「ヒートポンプ技術など日本が最先端に行く省エネ技術を組み込んだ給湯器やエアコン、冷蔵庫の導入を加速」することが謳われている。

- (2) エコキュートをはじめとしたヒートポンプ技術の導入により、省エネ・CO₂排出量の削減のみならず、ランニングコストも安くなることから、景気対策・消費者対策としても有効である。また、着実な伸びを示す現在の普及状況を維持・加速・発展させることは、内需拡大にも貢献する。

- (3) ヒートポンプ技術は、「環境エネルギー技術革新計画」(2008年5月、総合科学技術会議)、「Cool Earth-エネルギー革新技术計画」(2008年3月、経済産業省)に選定されているだけでなく、国際エネルギー機関(IEA)による北海道洞爺湖サミットへの回答書である「エネルギー技術展望 2008」(ETP2008)で世界的に推進すべき技術の一つに位置づけられており、国際的な視点も踏まえ、推進する必要がある。

※世界では約18億t-CO₂/年の削減ポテンシャルと試算(IEAヒートポンプセンター)

【プロジェクトの内容】

- (1) 家庭部門

：エネルギー消費の3割を占める給湯について、ヒートポンプ給湯機の導入を促進

：高齢化社会に向けて、ストーブなどの燃焼系暖房機器から、火災の懸念や光熱費が少ないヒートポンプエアコンやヒートポンプ式床暖房への代替を推進(非燃焼熱源暖房住宅の推進)

：賃貸住宅(含む公営住宅)や分譲住宅(建売戸建、集合住宅)におけるエコキュート導入を支援

- (2) 業務部門

：エネルギー消費の約5割を占める空調・給湯について、高効率ヒートポンプ熱源機を導入

(3) 産業部門

：冷却・加温、乾燥などの加工プロセスにおいて、燃料燃焼によって得ていた蒸気需要をヒートポンプ化

：製品部門では給湯、空調、乾燥、冷凍、冷蔵等の熱利用機器、家電についてヒートポンプ製品を率先して製造・販売

(4) 農業部門

：施設園芸暖房向けのA重油の代替としてヒートポンプを導入。省エネと同時に冷房も行うことにより農作物の品質・生産性向上・高付加価値化を図る。

(5) ヒートポンプ機器のコスト、サイズ、出力などの普及阻害要因について技術開発で解消する。

(6) 上述の取り組みを総合的に実施することにより、エネルギー消費サイドの熱利用時の脱化石燃料を加速。太陽光・風力・原子力・水力発電など供給側の低炭素化と組み合わせることによって相乗効果を発揮する。

(7) アジアなどの新興国の民生部門のエネルギー消費の抑制、欧州等のボイラ需要の代替として、日本の有する高いヒートポンプ技術を活用した機器普及を通して、輸出産業の育成、国際貢献に寄与する。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

(1) 支援制度の拡充

家庭部門・業務部門・産業部門・農業部門や技術開発への一層の助成、優遇税制、低利融資の実施

(2) 普及啓発

「ヒートポンプ普及推進室」など普及促進に向けた国の部署の設置

(3) 法的位置づけ等

ヒートポンプによって得られる空気熱エネルギー等について、代エネ法改正等により再生可能エネルギーと位置づけ、利用を促進

※欧州議会では、昨年12月に「再生可能エネルギー推進に関する指令案」を採択し、その中でヒートポンプによって得られる空気熱、水熱、地熱エネルギーを再生可能エネルギーとして取り扱うことを明記された。

(4) 熱利用に係る統計の整備

電気、ガス、石油等と異なり、ヒートポンプによって得られる空気熱エネルギー等は、現在はその利用量が統計に計上されていない。そこで、その算出方法等を整備して利用量を明確にし、ヒートポンプによって得られる空気熱エネルギー等の利用を促進

〔関係省庁〕経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省

4-3.「定置式燃料電池の大規模普及プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

2009 年度から市場導入が開始される家庭用等の定置式燃料電池の普及を加速する。これにより、世界をリードする日本の燃料電池技術の競争力をより一層確かなものにするとともに、燃料電池関連技術の開発を行う中小企業を含めた、裾野の広い産業の振興や雇用の創出にも寄与する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

2005 年に首相公邸に 2 台設置され、大規模実証事業が開始された家庭用燃料電池は、いよいよ 2009 年度から本格的な市場導入が開始され、大きく飛躍するタイミングを迎えている。

大規模実証事業では、全国で 3,300 台以上の設置が行われ、各種データが収集されてきたが、このように多くの実証機が試験されているのは世界でも日本だけである。2008 年 7 月の北海道洞爺湖サミットでも、国際メディアセンター併設のゼロエミッションハウス内に、実機と排熱を利用した足湯コーナーを設置し、日本が誇る最新技術として紹介された。

2009 年度から本格市場導入される固体高分子形（PEFC）燃料電池に加え、より発電効率が高い、固体酸化物形（SOFC）燃料電池も市場投入に向けた開発が進められている。いずれのタイプも日本が世界の技術をリードしており、将来の水素社会の実現につながる柱の一つになる。

関連技術の開発に関わっている日本のメーカーは中小企業を含め数多く、高分子、触媒、セラミックス、ナノテク等の材料技術や、機器類、システム制御技術等、大きな裾野の広がりのある技術であり、雇用の創出にも大いなる貢献が期待される。また、世界をリードできることから、海外への技術・製品の輸出等を通じた、国内産業のさらなる発展にも寄与する。

将来的には、水素インフラの形成と組み合わせたローカル水素ネットワークの構築により、地域全体での低炭素化や、水素供給インフラも含めた産業振興も期待できる。

定置用燃料電池技術は、「クールアースーエネルギー革新技术計画」の一つにも選定されており、低炭素社会の実現に寄与する。

【プロジェクトの内容】

- (1) 住宅メーカーと協力して、燃料電池と太陽光発電等を組み合わせた低炭素住宅の普及促進
- (2) 将来の水素社会インフラ形成の可能性を検証するための開発
- (3) 技術革新と量産化による徹底的なコストダウンを実現し、2015 年頃までに既存型機器を容易に代替可能な価格水準となるような環境・基盤の整備
- (4) メーカーの海外展開も視野に入れた開発、戦略の構築

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

(1) 普及にあたって従来機器との差額について補助や、研究開発への一層の助成など、支援制度の拡充

(2) 現在、家庭用以外にのみ適用されている燃料電池普及のための事業者向け税制優遇措置に加え、一般家庭を対象とした燃料電池購入者への税制優遇措置の導入

〔関係省庁〕 経済産業省

② 運輸部門のグリーン化

4-4. 「EV、PHEV 普及促進プロジェクト(モデルタウン構想)の積極的な推進」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) EV(電気自動車)、PHEV(プラグインハイブリッド自動車) 普及によるCO₂削減
- (2) EV、PHEV 車両及び充電システムのデファクトスタンダード化（世界に先駆けた需要創出によるデファクトスタンダード化・国際標準化への展開）
- (3) 駐車場や家庭における充電設備や屋外コンセント設置などの充電インフラ設備の普及拡大に対する支援
- (4) モデル地域選定による地域活性化

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

昨今の電池技術の進歩もあり、EV や PHEV をはじめとする次世代自動車が、環境・エネルギー問題解決の有力なオプションに成り得るとの期待が世界的に高まってきている。わが国でも、経産省が中心となって立ち上げた次世代自動車に関する研究会において、「次世代自動車・燃料イニチアシブとりまとめ」（2007 年 5 月、次世代自動車・燃料に関する懇談会）や「次世代自動車の本格普及に向けた提言」（同年 6 月、次世代電池技術に関する研究会 インフラ整備 WG）等がとりまとめられた。

これらの提言を踏まえ、EV、PHEV の初期需要創出と適正なインフラ整備のあり方を検証すべく、EV、PHEV 普及促進プロジェクトとして、モデルタウン構想事業を展開する。

【プロジェクトの内容】

- (1) 経済産業省自動車課において検討が進められている「EV・pHV タウン構想」（2009 年度以降 2013 年度末まで実施予定）を積極的に推進する。

本構想は、EV・PHEV の初期需要を創出するため、まずは特定地域において車両の導入や充電インフラの整備、普及啓発を集中的に行うモデル事業を 5 年間程度展開するもので、日本全国へのブーム拡大を目指すプロジェクトである。具体的には、モデルタウンによる社会実験を通して、車両のイニシャルコストをカバーするためのインセンティブの与え方や充電コンセント（100V／200V）や急速充電器などのインフラ設置の考え方、理解促進のための普及啓発のあり方などを検証する。

- (2) 内需拡大とともに電池産業、自動車産業の国際競争力の一層の強化、新産業創出による雇用拡大が期待される。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

イニシャルコスト高をカバーすべく、トータルでメリットを享受できる施策を全省庁が協力して展開する（各省庁が同様の取り組みをバラバラに実施するのではなく、政府一体となった取組みの推進）。

- (1) EV、PHEV 購入時の補助金（現存）及び税制優遇措置（現存）の拡大
 - (2) 自家用充電スタンド設置に対する補助（現存）の拡大（事業用充電スタンド設置への補助対象の拡大及び補助率の拡大）
 - (3) 大型商業施設や公営、民間駐車場における専用駐車スペースの確保
 - (4) 一部専用駐車場（路上駐車）の設置や駐車料金の割引
 - (5) 走行優先レーンの設置
 - (6) EV、PHEV を構成する新コンポーネント（リチウム電池、キャパシタ等）の研究開発に対する優遇税制
 - (7) その他、CO₂削減効果などの社会メリットに応じた優遇策の立案・実施
- 〔関係省庁〕 経済産業省、国土交通省、環境省

4-5.「燃料電池自動車・水素供給インフラ整備普及プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

燃料電池自動車 (FCV) 及び水素供給インフラの事業化、2015 年の普及を通じて、低炭素社会の実現に貢献するとともに、新たな産業の創出と内需拡大、地方の活性化、国際競争力の強化を図る。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

- (1) CO₂排出量削減のためには、エネルギー効率の向上とエネルギー供給の低炭素化が必要である。
- (2) 海外でも同様の取り組みが開始されており、世界に先駆けて実用化することは、新たな産業創出や内需の拡大に有効であり、わが国の国際競争力の強化にも資する。

【プロジェクトの内容】

- (1) 現在、「水素・燃料電池実証プロジェクト (JHFC: Japan Hydrogen & Fuel Cell Demonstration Project)」等が展開されている。
- (2) 2009 年度は、業種横断かつ省庁・地方自治体を含む産学官による「FCV・水素インフラ普及推進協議会(仮称)」や民間による「水素供給研究組合(仮称)」を設立する。社会実証計画を策定するとともに、実行体制を構築する。普及開始後の水素ハイウェイや地方との連携による水素タウン、インセンティブ等の普及施策や制度、規制緩和、法体系整備等の検討も実施する。
- (3) 水素供給事業予定者による「水素供給研究組合(仮称)」を設立し、普及初期における既存の製油所製造設備や天然ガスパイプライン・スタンド等のガス供給インフラの利用、その後の水素パイプライン供給や CCS(二酸化炭素回収・貯留)による低炭素型水素供給のビジネスモデルの検討を実施する。併せて、水素の貯蔵・輸送の産官学連携による技術開発を継続・強化する。
- (4) 2011 年度より、JHFC の後継プロジェクトとして、地方自治体とも連携しつつ、FCV・水素インフラ普及の基盤を作るための社会実証を「水素特区」の設置等により実施。大都市圏、高速 SA に約 40 箇所の水素ステーションを設置。
- (5) 2015 年度より FCV・水素インフラの普及に向けた取り組みを開始。
- (6) 2020 年度からの FCV 量産に備えて水素インフラを先行整備。水素ハイウェイ(高速道路への水素ステーション設置)、水素タウン(特定都市部における水素ステーションの集中的設置)を構築する。
- (7) 社会に与える影響
 - ①車両起因によるCO₂はガソリン車と比し半減、CCSとの組合せにより約 80% 減
 - ②車両の必要エネルギーがガソリン・ディーゼル車と比し半減
 - ③欧米諸国に先駆けて普及させることにより、自動車関連産業の国際競争力の一層の強化。新産業創出や地方の主体的取り組みによる地域活性化

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

(1) インフラ整備に係る規制緩和（高圧ガス保安法、消防法、建築基準法、ガス事業法、道路運送車両法等）

※現行法は水素を自動車用燃料として想定していない。

(2) コスト低減（車両、水素輸送貯蔵）の技術開発加速への政策支援（NEDO等を通じた技術開発助成等）

(3) ステーション運営・車両製造への国家投資とインセンティブの付与（燃料税優遇、設備建設に係る助成・低金利融資、車両購入に係る税制優遇・購入助成等）

〔関係省庁〕 内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省、文部科学省、総務省

4-6.「新都市交通システムの導入による都市再生プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) 鉄道・EV バス・EV カートの普及等の新都市交通インフラの再構築による都市再生・地域活性化・雇用拡大・省エネ・地球温暖化対策の推進を図る。
- (2) 最先端のエネルギー貯蔵技術と情報通信技術を駆使した鉄道・EV 分野での産業競争力強化を図る。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

中長期的な燃料価格の上昇とCO₂排出量の削減への対応として、自動車から鉄道へモーダルシフトが進む方向にある。今後は、モーダルシフトによる利便性の低下を補うべく、パーク＆ライドによる都市内交通量制御システムや、鉄道の利用と駅からのEVバス・EVカート利用との乗り継ぎを円滑化する高度情報通信網を駆使した運行制御システムが導入されていくものと考えられる。

これらの将来の新都市交通システムの導入にあたっては、エネルギー貯蔵技術を駆使した省エネ鉄道(路線定置式／車載式二次電池による回生エネルギー回収利用)の敷設や、駅からEVバス・EVカートへの乗り換えサービス事業の立上げが必要となる。これらを政府支援の下、自治体・事業者・自動車メーカー・交通システムメーカーが一体となった新都市交通システムによる都市再生プロジェクトを推進し、雇用拡大、地域活性化、産業競争力強化、省エネ・CO₂削減を実現する。

【プロジェクトの内容】

(1) 具体的内容

本プロジェクトでは、都市交通システムの再構築による地域活性化や雇用拡大を実現するために、居住地区・商業地区・産業地区を含めた都市計画も同時に推進するプロジェクト重点特区を選定し、以下の取り組みを総合的に推進する。

- ① エネルギー貯蔵技術(二次電池)を駆使し、回生エネルギー回収利用等を可能とする鉄道・低床式路面電車・自動無人電車(APM)等の新都市交通システムの導入及び関連技術開発の推進
- ② 低床式路面電車や自動無人電車(APM)等の新都市交通システムを核として、(イ)都市中心部でのパーク＆ライドやロードプライシングによる交通量制御管理サービス事業の立ち上げ、(ロ)駅や商業地区からのカーシェアリングによるEV バス・EV カートの運行サービス事業の立上げ
- ③ 低床式路面電車を核として、(イ)人口集積度アップによる産業誘致効果と行政効率向上を図るコンパクトシティづくり、(ロ)トランジットモールによる商店街の活性化、(ハ)都市景観づくりによる観光集客力向上

(2) 進捗状況・スケジュール

1年以内：推進支援制度とプロジェクト重点特区の選定

1～2年以内：関連サービス事業・インフラ事業の開始

(立ち上がりの早いサービス事業等は先行的に開始)

(3) 社会に与える効果

①関連サービス事業や関連インフラ事業の立ち上げによる雇用拡大

②エネルギー源多様化と地球温暖化防止(自動車からの乗り換えとEV導入で、脱化石燃料推進とCO₂排出量の大幅低減)

③都市の魅力アップによる産業誘致効果と雇用創出

④観光集客力向上

⑤地域商店街の経済活性化

⑥行政コストの低減(都市のコンパクト化による医療・清掃・郵送・高齢者支援サービスの効率化等)

⑦大都市部における交通渋滞緩和

⑧大気汚染・騒音等の環境改善

⑨交通事故低減

⑩最先端のエネルギー貯蔵技術と情報通信技術を駆使した鉄道・EV分野での日本の産業競争力強化

【プロジェクト実現に向けた課題(規制、予算、税制など)】

官民連携の取り組みとして、プロジェクト重点特区を選定し、公的支援制度を充実させて、プロジェクトを実現する。特区の成功事例から、新交通システム導入による都市再生プロジェクトを全国に展開していく。

〔関係省庁〕 経済産業省、国土交通省、警察庁等

(2) エネルギー供給サイドの革新

① 未利用資源等の開発・有効利用

4-7.「メタンハイドレート開発プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

海底のエネルギー資源開発によるわが国のエネルギー安全保障確保と海洋産業の競争力強化

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

わが国の排他的経済水域内には、わが国の天然ガス使用量の 100 年分に匹敵する量のメタンハイドレートが賦存すると言われており、この商業生産が可能になれば、わが国のエネルギー安全保障上、重要な意味を持つ。また、メタンハイドレートを経済的に掘削・生産回収するための技術(加熱法、減圧法等の手法)を確立することによって、海洋産業の競争力強化につながる事が期待される。

【プロジェクトの内容】

(1) メタンハイドレートを将来の重要なエネルギー資源と位置付け、その利用に向けて、経済的に掘削・生産回収するための技術開発を推進し、エネルギーの長期安定供給確保を図る。そのため、

- ①わが国周辺海域における賦存状況と特性の明確化
 - ②有望賦存海域におけるメタンガス賦存量の推定
 - ③有望賦存海域からの資源フィールドの選択と当該地点での産出試験の実施
 - ④商業的産出のための技術整備
 - ⑤環境保全に配慮した開発システムの確立
- を順次達成する（①・②はフェーズ1において概ね達成）。

(2) 進捗状況・スケジュール

フェーズ1 (2001 年度～2008 年度)では、東部南海トラフ海域(和歌山県沖)において原始資源量の評価を行うとともに、カナダで陸上産出試験を実施した。フェーズ2 (2009 年度～2015 年度)では、陸上産出試験を継続するとともに、日本近海で海上産出試験を実施する予定である。その後、フェーズ3 (2016 年度～2018 年度)で、商業化実現に向けた技術開発を実施する予定である。なお、2008 年 6 月にメタンハイドレートの早期実用化を目指すことで日米が合意している。

(3) 社会に与える効果

メタンハイドレートの主成分であるメタンガスは天然ガスの主成分であり、化石燃料の中では環境負荷が少ないことから、地球温暖化対策への貢献が期待される。また、わが国は世界に先駆けてメタンハイドレートの研究開発に取り組んでいることから、この分野で国際的なリーダーシップを取るこ

とが可能であり、研究開発を通じて蓄積したノウハウは、エンジニア育成や産業振興に貢献することが期待される。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 現在、総合資源エネルギー調査会石油分科会において検討されている「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」(案)に基づいた産出のための技術開発、環境保全に配慮した開発システムの確立
- (2) 資源価格に左右されない中長期的な国産資源開発政策の堅持
〔関係省庁〕 経済産業省・資源エネルギー庁

4-8.「食料・飼料と競合しないバイオマス資源の総合利活用」

【プロジェクトのコンセプト】

地球環境問題の解決やエネルギーの安定供給に資するため、未利用・廃棄物系資源など食料・飼料と競合しないバイオマス原料の調達や、効率的な燃料及び材料変換技術の開発・普及のための社会システム改革等を推進する。また、バイオ燃料及びバイオマス材料の生産・利用を加速するとともに、効率的かつ実効的なバイオマス資源総合利用システムを構築する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

地球環境問題の解決やエネルギーの安定供給に資するため、バイオマス資源の利活用は有効な方策である。

【プロジェクトの内容】

(1) 技術開発

未利用・廃棄物系資源収集（下水汚泥系有機物）、資源作物（遺伝子改良による収率・糖化率の向上も視野）の目的生産、難分解性のリグノセルロース（地球上に炭素換算で 8,400 億トン）原料からの最適前処理・糖化・発酵、バイオ燃料濃縮・脱水、廃水残渣処理、バイオマス由来の材料製造等

(2) 普及に向けた取り組み

原料生産から利用まで一貫した大規模実証試験の推進、及びバイオ燃料の本格利用に向けたインセンティブ策や市場環境整備の推進燃料品質等の基準策定及び国際標準化の検討、グリーン調達特定品目への登録やバイオ燃料に係る税制措置等の各種システム改革の推進

なお、原料となる資源作物の生産にあたっては、「3-1. 耕作放棄地再生プロジェクト」との連携も考えられる。他方で、海外産バイオ燃料も安定的に輸入・利用できるようにすべきである。

(3) 社会に与える影響

- ①エネルギー源の多様化、エネルギー自給率の向上
- ②地球温暖化の防止
- ③一次産業や地域の活性化

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 科学技術の社会還元加速プロジェクトの加速・拡充。とりわけ、各技術開発課題への産学連携による取り組みの強化と省庁連携による大規模実証
- (2) グリーン調達特定品目への登録、バイオ燃料に係るガソリン税等の税制優遇等
- (3) 遺伝子組換え技術等先端科学技術に対する国民理解の促進

〔関係省庁〕 農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省、総務省、国土交通省

4-9.「低品位炭・バイオマス・廃プラ等の未利用エネルギーの活用技術と CCS 技術の確立」

【プロジェクトのコンセプト】

エネルギーの安定供給を確保すべく、エネルギー資源の多様化も考慮し、現状では利用度の低い低品位炭に適するガス化技術を開発し、それをベースにバイオマスや廃プラ等も原料として混合利用できるよう、拡張する技術開発を行う。

また、さらなる未利用エネルギーの活用とともにCO₂排出量を削減するため、CCS(二酸化炭素回収・貯留)の実用化に向けて、CO₂の分離、回収、貯留に関する技術開発を推進する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

- (1) 世界のエネルギー需要や賦存量等を考えると、エネルギー安全保障の観点から、今後とも石炭の利用は不可欠であり、将来的には低品位炭も利用していく必要がある。そこで、低品位炭に適するガス化技術を開発するとともに、これに最適なCO₂分離回収技術を確立する。
- (2) CO₂削減策として将来有力な手段の一つになりうるCCSを推進し、分離されたCO₂を地下貯留することによって、低炭素社会の実現にも貢献する。

【プロジェクトの内容】

- (1) 低品位炭に適するガス化技術の開発
バイオマスや廃プラ等との混合ガス化の可能性や拡張性を検討する。
- (2) 高圧下で生成する石炭ガス化ガスからのCO₂分離回収システムの開発
石炭ガス化技術との複合・連携実証を行う。
- (3) CCS の推進
大幅なコストダウンを実現すべく、分離・回収技術の改善を図る。地中貯留に係る国内大規模実証試験を推進する。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) パイロットプラント試験など開発費の支援
- (2) CCSについて、CO₂貯留実証の加速(国内大規模実証試験の推進)、先進的技術開発の推進、モニタリング・環境影響評価手法の確立、国民理解の醸成、欧米諸国・振興国との協力等

〔関係省庁〕

経済産業省、環境省、総務省、国土交通省

4-10.「化石資源の高度・有効活用技術の開発・導入」

【プロジェクトのコンセプト】

世界的なエネルギー需要の急増や地球環境問題などに対し、化石資源の高度・有効活用を進めることで、エネルギーセキュリティ対策や低炭素社会への構築、エネルギー関連産業の競争力強化を図る。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

本年1月、総合資源エネルギー調査会総合部会は、報告書「エネルギー供給構造の高度化を目指して」をとりまとめた。本報告書では、世界的なエネルギー需給構造の変化や地球環境問題への対応等の観点から、強靱なエネルギー供給構造を構築すべく、①技術開発等の推進、②非化石エネルギーの導入拡大、③化石資源の高度・有効利用の重要性を提言している。また、今通常国会において、エネルギー供給構造の高度化を推進するための新法の審議・成立が予定されている。

化石エネルギーは、2020年及び2030年においても一次エネルギー供給の太宗を占めることが見込まれる。したがって、3E（供給安定性、環境適合性、経済性）の観点からも、化石エネルギーの高度・有効活用を図ることが重要であり、化石エネルギーの高度・有効活用に資する技術開発と先進技術の普及を促進する必要がある。

【プロジェクトの内容】

化石資源の中でも主要なエネルギーである石油の高度・有効利用を推進する。

とくに、石油残渣や非在来型石油資源の活用を図ることが期待される石油残渣ガス化技術、高過酷度分解技術（※）・熱分解技術等の普及を促進する。また、コンビナート内で石油精製工場と隣接する石油化学工場等と原料・ユーティリティ等の相互融通を行う一体的操業を図り、コンビナート全体として未利用留分や副生水素の有効活用・省エネを進める。

※高温・均一に短時間で重質油を分解して石化原料や高オクタンガソリン等を高収率で生産する技術

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 石油代替政策の廃止と消費サイドにおける非化石エネルギーの導入促進を図る方向で、代エネ法を見直すとともに、エネルギー供給事業者の非化石エネルギーの導入拡大と化石エネルギーの高度・有効活用の促進する新法の早期成立・施行を図る。
- (2) 化石資源の高度・有効利用を進めるための革新的技術の開発と普及に対し、政府のさらなる支援措置を実施する。

〔関係省庁〕経済産業省、農林水産省、環境省

4-11.「宇宙太陽光発電システム」
【プロジェクトのコンセプト】 静止軌道上に太陽光発電所を建設し、地球に電磁波でエネルギーを供給するシステムであり、我が国をエネルギー輸出国に変えうる。 関連技術の開発研究を通じて、太陽光発電、電力変換、無線電力送信などの技術革新を促し、我が国の技術優位を維持すると共に、関連する電気自動車、携帯電話などの関連事業の発展に寄与する。
【プロジェクト提案の背景・趣旨】 宇宙太陽光発電システム（SSPS：Space Solar Power System）の実現には年月を要するため、経済喚起の即効性には乏しいが、関連技術の進展が、幅広い分野での雇用創出及び技術革新につながる。 SSPS を実現するには、宇宙輸送システムの大幅な価格低下、太陽光発電の効率向上、無線電力伝送の効率向上などいくつかの大きな技術ハードルがある。国が SSPS へ取り組むことにより、これらのハードルを克服する研究開発によって、多くの産業分野への波及効果がある。
【プロジェクトの内容】 (1) 具体的内容 SSPS の本格的開発に着手する。 (2) 進捗状況・スケジュール 経済産業省、JAXA にて、両者合わせて 2～3 億円の予算で基礎技術の研究が行われ、これまでに小規模地上実験実行までが可能となっている。現在、規模・性能を向上させて地上実験を計画している。SSPS の実現にあたっては、宇宙輸送システムの大幅な価格低下、太陽光発電の効率向上、無線電力伝送の効率向上などいくつかの大きな技術ハードルがあり、実現は 10 年以上先と考えられる。 (3) 社会に与える効果 宇宙（発電側）及び地上（受電側）インフラの建設、及び宇宙設備の保守点検に伴う定常的な宇宙への輸送が行われることによる関連産業の振興と雇用創出が期待される。 また、SSPS の実現には年月を要するが、開発の途上において得られる様々な技術ハードルを克服する革新技术は、幅広い産業分野へ波及する。 ①太陽光発電の効率の飛躍的向上による利用の促進 ②電気自動車への無線電力伝送による走行距離の飛躍的拡大 ③携帯電話などへの無線電力伝送による利便性の飛躍的向上 ④宇宙輸送の大幅な費用低減による宇宙利用の飛躍的拡大
【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】 技術ハードルを克服するための革新技术開発を産官学共同で推進 〔関係省庁〕経済産業省、文部科学省、総務省、国土交通省

② 原子力発電の着実な推進

4-12.「原子力発電の着実な推進」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) エネルギーの安定供給と低炭素社会の実現の観点から切り札となる原子力発電を、原子燃料サイクルを含め、安全確保を前提に積極的に推進していく。
- (2) 世界的な原子力リネッサンスの流れにおいて、原子力発電の推進は、技術開発・機器製造・建設・メンテナンス等に携わる雇用の拡大や産業振興にも資するとともに、エネルギー価格高騰の影響を緩和することから、日本経済の持続的な成長を支える。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

- (1) 「エネルギーの安定供給、地球温暖化問題、経済性」の観点から、世界各国において原子力発電に関心が高まっている。わが国としても国内において原子力発電を着実に推進するとともに、原子炉メーカーの優れた技術力や豊富な建設経験、電気事業者の運転・保守ノウハウ等、わが国原子力産業が有する世界トップレベルの総合的技術力を活用し、積極的な国際貢献を行う。
- (2) 「低炭素社会づくり行動計画(2008年7月29日)」においては「発電過程でCO₂を排出しない原子力発電は、今後も低炭素エネルギーの中核として、地球温暖化対策を進める上で極めて重要な位置を占める」、「2020年をめどに発電電力量に占める「ゼロエミッション電源」の割合を50%以上とする中で、原子力発電の比率を相当程度増加させることを目指す」とされている。

【プロジェクトの内容】

- (1) 原子力発電所の設備利用率(2007年度61%)の向上を図る。
- (2) 原子力発電所の新・増設計画の実現を目指す。
- (3) エネルギー安定供給の強化や放射性廃棄物の低減等の観点から、原子燃料サイクルの確立は不可欠であり、官民を挙げて取り組む。当面、青森県の六ヶ所再処理工場の本格操業に向けて全力で取り組む。
- (4) 将来にわたって世界をリードできる原子力技術水準を維持すべく、産官学の適切な役割分担の下、先進的な原子力発電技術(※)を着実に推進する。
※2030年前後からの国内外の代替需要に備えて開発が必要な「次世代軽水炉」、途上国等の中小規模の発電需要に対応可能な「中小型炉」、水素製造にも利用できる「高温ガス炉」、エネルギーの準国産化につながる「高速増殖炉(FBR)」。
- (5) 核不拡散等の確保を大前提とした原子力エネルギーの平和利用の拡大。

【プロジェクト実現に向けた課題(規制、予算、税制など)】

- (1) 原子力発電・原子燃料サイクルの推進について、国が主導し、事業者、自治体が一体となって、国民理解の増進を図る。

- (2) 原子力発電に係る人材育成が不可欠であり、産学官が協力して、大学教育の環境整備や原子力事業のプレゼンスを向上させ、学生にとって魅力的な産業に育てる。
 - (3) 既設の原子力発電所の設備利用率向上のため、安全確保を前提に、科学的・合理的な規制の確立とその運用を図る。
 - (4) 次世代軽水炉(2030年頃の代替需要に向けて開発)、高速増殖炉(2025年頃に実証炉の実現、2050年より前の商業化)の実現に向けて、引き続き、国の予算確保のもと、官民一体となって研究開発を推進する。
 - (5) 高レベル放射性廃棄物処分場の早期選定に向けて、引き続き官民一体となって国民の理解を得るように努力する。
 - (6) 核不拡散等の確保を大前提とした原子力エネルギーの平和利用の拡大に関し、引き続き国際的な枠組み作りへの関与や制度整備のノウハウ支援、人材育成協力などの国際協力、わが国原子力産業の国際展開支援を推進する。
 - (7) 原子力エネルギーをCDM(クリーン開発メカニズム)等の対象に組み込む。
- 〔関係省庁〕 内閣府、経済産業省、文部科学省、外務省

(3) 循環型社会の形成

4-13.「水資源関連プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) 深刻化する世界の水問題について、安全保障や国際貢献の観点から、わが国として積極的に取り組む。
- (2) 急拡大する世界の水ビジネス市場に対して、高い技術力を有するわが国の水ビジネスが輸出産業化するよう、政産官学が協力して取り組む。
- (3) 国内における上下水道施設の更新にあわせ、リサイクル等の最新技術の活用により、産業廃棄物である汚泥の最終処分量の削減を図る。
- (4) 国内の水不足解消や農業活性化（自給率向上）の観点から、都市下水を農業用水に転換する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

- (1) 地球規模で、安全な水の供給と下水処理が切実な問題となっているなかで、食料・エネルギー・資源を外部に依存するわが国は、水問題を国家戦略と位置づけ、世界の水問題の解決に向けて積極的に取り組むべきとの意見が高まっている。
- (2) わが国企業は、世界トップクラスの要素技術を有しているものの、水事業の管理・運営ノウハウを有していないこと（国内の水事業の管理・運営は地方自治体が行ってきたため）や、ファイナンス能力で劣位にあることなどから、システムとしての水事業（トータルソリューション）を求める世界の水ビジネス市場では、国際競争力を持たない。
- (3) 国内において、水資源の循環利用を図り、循環型社会の形成に資する。

【プロジェクトの内容】

- (1) まずは、海外展開に必要な水事業の管理・運営ノウハウを身につけ、海外案件応札にあたって必要とされる水事業を手がけた実績を作るため、政府・地方自治体と水関連企業グループ等が協力して、国内ならびに海外において、循環型の水処理技術や上下水道の運営に係るモデル事業を行う。
- (2) 現地大使館との連携など政産官学が協力して、世界の地域ごとの特性に応じたアプローチによって、海外の水事業を手がける。
- (3) 金融商品の一つとして水ファンドを創設するなど、わが国の水関連企業が海外進出する際のエクイティ資金、運営資金などの金融機能を強化する。
- (4) 汚泥のリサイクル技術など新しい技術を活用しつつ、国内の上水道における設備更新の加速化や下水道設備の高度再利用化などを推進する。
- (5) 水資源の循環利用の促進を図り、沖縄・九州等の水不足問題を解消すべく、都市下水道を浄化し農業用水に転換する水事業を推進する。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 要素技術で世界トップレベルという技術的優位を活かすための国家戦略と体制の構築（政産学官公が一体となった推進体制の整備）。水ビジネス推進のため、民間をバックアップする水行政の統括機能。ODA 等の政府間協力の推進
 - (2) 国内・海外で実施するモデル事業に係る予算の拡大、海外展開する場合の政府保証の付与等
 - (3) 地方自治体が有している運営ノウハウ等の水ビジネスでの活用
 - (4) 外交ルート、学術ルートを活用した調査支援
 - (5) 国内の上下水道設備の更新、都市下水道の農業用水転換事業について、予算の拡大(国・地方自治体の補助率の見直し)
- 〔関係省庁〕 経済産業省、厚生労働省、国土交通省、外務省、農林水産省、環境省、内閣府等

4-14.「高度リサイクル型生産技術基盤プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

高度リサイクルが拓く新資源産業戦略として、資源国内循環による過度な対外資源依存から脱却し、環境負荷・エネルギー消費コストの低減や、基本技術の知財獲得等による国際的リーダーシップを実現する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

- (1) 循環型社会を形成する上で、家電リサイクルの取り組みは重要であるが、①プラスチック類の再商品化の品質向上、②貴金属・希少金属の回収、③希土類磁石（ネオジウム等）の回収・再生等において解決すべき課題が多い（例：希土類磁石は HDD(Hard Disk Drive)などの製品中に高密度に実装されているが、現在、回収・選別法がないため、鉄スクラップとして処理）。
- (2) 資源の対外依存度の高さ、少子高齢化の進展といったわが国の弱みを強みに転換し、高度な自動化生産技術、高品位資源の国内循環、柔軟なリサイクル技術、省コスト省エネを実現することが不可欠である。

【プロジェクトの内容】

- (1) 高度リサイクルを実現する革新的な基盤技術の確立と実現に向け、設計（設計支援技術）・生産（コスト低減、省エネ、省資源）・回収（トレーサビリティ）・解体（高度自動化）・再生（品質維持、公害防止）・管理（効果の定量的把握）・評価（評価技術、基準策定）の各段階において個別に取り組まれている技術上の課題を抽出し、ひとつの統合された技術課題として官民協力してその解決を図る。将来的には、東アジア全域を視野に入れたリサイクル体制の構築も検討する。
- (2) 当面の重点分野
 - ①プラスチック（スペクトル分析による選別技術の開発、劣化評価・除去、劣化材の物性回復技術等）
 - ②プリント基板（基盤樹脂の可溶化技術の開発による化学原料・燃料化、金属（レアメタル・銅）回収の容易化、ガラス繊維の回収・利用）
 - ③希土類磁石（物理的選別・リサイクル技術の開発、製品回収モデル事業と社会的回収・選別・再生スキーム）
- (3) 進捗状況・スケジュール
 - ①2009 年に、予備的検討、プロジェクト体制の構築等を推進
 - ②2010 年度より、基盤技術の開発
 - ③2012 年度より、高度リサイクルの実証実験（先導的モデル事業）
- (4) 社会に与える影響
 - ①CO₂発生量の抑制
 - ②製造業の原料調達インフラの確立による競争力強化
 - ③世界に先駆けた資源循環型の成長モデルの提示

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 家電について、回収システムの実施体制の整備、使用済み製品の海外流出を防止するための法整備
- (2) 基盤技術開発への支援
- (3) 化成品やレアメタル等の使用済素材の価格変動リスクを抱える回収事業者に対する収益安定化のための支援
- (4) リサイクルに係る新技術の標準化（リサイクル品の耐久性や物性の定量的評価手法、環境試験基準などに関する国際標準の獲得を含む）

〔関係省庁〕 経済産業省、環境省等

4-15. 「PCB 廃棄物、とりわけ微量 PCB 廃棄物の円滑な処理の推進」

【プロジェクトのコンセプト】

企業・学校・病院等が幅広く所有している PCB 廃棄物、とりわけ微量 PCB 廃棄物について、技術的に安全・確実な方法による円滑な処理を推進する。現状、PCB 廃棄物の処理費用は極めて高く、保管事業者は今後多大な負担を負わなければならない。とりわけ微量 PCB 廃棄物については、費用負担は決まっていないものの、莫大な処理費が必要になると想定されている。

わが国の経済成長戦略の足かせにならないよう、政府がより一層積極的な支援策を講じることにより、負の遺産を一掃し、安全・安心な社会を早期に実現する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

(1) 1972 年に製造が中止された PCB に係る廃棄物は、2001 年の PCB 特別措置法の成立により、日本環境安全事業株式会社(JESCO)による処理体制が整備されたが、その処理方法は、住民配慮から高度の安全性を確保する観点から、欧米で一般的に行われている焼却処理ではなく、化学処理とされ、処理料金は極めて高い(機器ユーザーが数千億円の処理費用を負担(トランス 1 台あたり数百万～数千万円))。現状、JESCO による処理は当初の計画通り円滑に進んでいないのが実情である。

(2) 加えて、2002 年に、1972 年以降に製造され PCB を使用していないはずの電気機器等に、数十 ppm 程度の PCB に汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明した。その量は、電気機器が約 120 万台、OF ケーブル(絶縁油を用いる地中送電線)が約 1,400km に上るとの推計がある(これらの機器の存在は PCB 特措法制定時には想定されていなかった)。

このように、大量の微量 PCB 汚染機器が存在することから、これらの機器の保管場所を確保のための経済的負担や保管による PCB 拡散リスクの観点からも早急な処理が必要不可欠である。

また、微量の PCB に汚染された電気機器等の処理について、技術的に安全・確実で、かつ安価な処理を推進する必要がある。中央環境審議会の専門委員会中間報告において、焼却処理等が認められるなど、小型機器については合理的な処理推進に向けた議論が進んでいるものの、大型機器については安価な洗浄処理技術の開発、簡易な無害化完了の確認方法や処理施設の整備など、課題は多い。一方、微量 PCB が混入した使用中機器については、上記専門委員会で使用中での洗浄処理を行うため、それを担保するための制度上の対応について検討を進めることとなっているが、検討が進んでいない。

電気機器等は鉄・銅の有価金属を使用しており、通常であれば、使用後は売却益が期待できるなかで、逆に処理費の負担を強いられることから、漏れなく処理するためには、企業等への負担を軽減する必要がある。そのためには国や地方自治体が処理費を負担する等の経済的な支援が求められる。とくに中小企業への支援は必要不可欠である。

【プロジェクトの内容】

多量かつ幅広く残存する微量 PCB 廃棄物(使用中機器も含む)について、技術的に安全・確実かつ安価な処理が可能となるよう、円滑な処理体制を早急に構築する。JESCO による高濃度 PCB 廃棄物の処理についても、円滑な処理を推進する。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 微量 PCB 廃棄物について、技術的に安全・確実かつ安価な処理技術の早急な開発支援
 - (2) 微量 PCB が混入した使用中機器の処理に係る制度の構築
 - (3) 微量 PCB 廃棄物に係る処理施設の整備に対し補助金等の支援措置
 - (4) 微量 PCB 廃棄物の処理費用に対し補助金等の支援措置(とりわけ中小企業)
 - (5) 微量 PCB 廃棄物処理に対する国民等(とくに施設周辺の住民)の理解促進
- 〔関係省庁〕 環境省、経済産業省

4-16.「低炭素型都市再生プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) 新規開発や既存ストックの計画的な更新・建替え等により、街なか居住、中心地への機能再集積など、コンパクトシティ化を図ることを通じ、全国主要都市を 21 世紀型都市として再生し、地域の行政サービスの効率化を図る。開発に際しては、わが国が誇る環境技術を集中的に投入し、低炭素型都市構造の早期実現を目指す。
- (2) モーダルシフト等公共交通機能の強化を図り、温暖化問題のみならず、高齢化社会にも寄与する新たな都市交通のモデルを確立する。
- (3) 上記再生事業においては、再生可能エネルギーの積極的導入やエリア単位、街区単位でのエネルギーの面的取組みを促進すると共に、3Rの機能強化を図ることで都市の環境効率を一気に向上する。
- (4) 上記推進に当たっては、内閣府地域活性化統合本部の「中心市街地活性化モデル」や「環境モデル都市」施策と一体となって、より強固な推進体制を構築する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

- (1) 安心・安全で地球にやさしい街づくり（耐震性・防犯・防災・環境性能の向上等）を、全国的にスピード感を持って展開することにより、これらを備えた都市の実現を世界に先駆け目指す。
- (2) これら再生の過程で地域経済の活性化を促し、全国各都市における国際競争力の強化を図る。

【プロジェクトの内容】

- (1) 街なか居住、インフラ整備に向けた都市・地域再生事業の推進
- (2) LRT(次世代型路面電車システム)等の公共交通機関の整備
- (3) 再生可能エネルギーの活用
- (4) 早期更新が必要な老朽化した公有資産（官舎・公営住宅等）について、民間活力を用いた再生事業（PPP(Public Private Partnership)等）の推進

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) 内閣府、国交省、経産省、環境省等のソフト施策を含めた一体化した施策の集中投入
- (2) 関連法規を広範に捉えた法改正（都市計画法、中心市街地活性化法、鉄道抵当法、国有財産管理法等）
- (3) 特区・地区計画等の柔軟適用
- (4) 税制等のインセンティブ付与（既存制度の拡充も含む）
- (5) 多岐にわたる助成制度等の対応窓口の一元化

〔関係省庁〕国土交通省、経済産業省、環境省

4-17.「低炭素・循環型モデル都市プロジェクト」

【プロジェクトのコンセプト】

- (1) 原子力や再生可能エネルギーなどのクリーンなエネルギー供給をベースとし、高度にデジタル化された情報通信網による住空間の快適性の供給、清浄化した空気・海水淡水化造水による安心の提供、トータルセキュリティによる安全性確保の3点を備えた低炭素モデル都市の構築を目指す。
- (2) 具体的には、内閣官房の地域活性化統合本部が推進する「環境モデル都市構想」を梃子に、さらなる高度化を進める。また、本成果を東京オリンピック誘致・会場建設、築地移転による新市場構築にも活用し、経済成長、雇用拡大に結びつける。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

安全、安心、快適の3つを備えた都市の実現を世界に先駆け目指す。優れた通信ネットワーク環境、自然・再生可能エネルギー技術、エネルギーマネジメントシステムなど、上記3点を同時実現できる技術を持つのはわが国だけであり、これらを21世紀型の都市システムとして統合化し、内外への普及を進めることで、地球規模の環境問題の解決に貢献する。

【プロジェクトの内容】

上記を実現するためのキー技術と、それを用いたシステム化技術を駆使した大規模社会実験ができる都市を政府主導で実現する。

- ①再生可能エネルギー発電利用技術・安定化技術（電力系統とのバランスに留意しつつ、風力・太陽光・太陽熱と蓄エネルギー等を組み込んだ低炭素かつ高品質な電気の供給）
- ②情報通信ネットワークを活用した住空間省エネ空調（エネルギーマネジメントシステム等）
- ③造水設備、排ガス処理設備等による完全循環クローズド型都市機能技術
- ④対テロ対策等を対象としたオールセキュリティシステム

上記4つを完全デジタル化したネットワークにより連携し、低炭素化を実現するモデル都市を構築する。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算、税制など）】

- (1) ①から④の技術を有する総合電機メーカーと都市構築を行うゼネコン等とのアライアンスにより、トータルソリューションを提供することが必須である。
- (2) 実験用太陽光発電施設等の設置に関する農地法の規制緩和及び税制上の優遇措置

〔関係省庁〕経済産業省、国土交通省、総務省、環境省等

以 上